

第3次 宇和島市男女共同参画基本計画

~ともに創ろう 男女が輝く
ふるさと うわじま~

ひとりひとり

平成30年3月
宇和島市

～ともに創ろう ひとりひとり 男女が輝く ふるさと うわじま～

ごあいさつ



近年、少子高齢化が進み、人口減少時代に突入した社会経済情勢の中で、国においては「第4次男女共同参画基本計画」を定め、あらゆる分野において女性が活躍できる社会など男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

宇和島市では、平成18年10月に制定した「宇和島市男女共同参画推進条例」に基づき、平成20年3月に「第1次宇和島市男女共同参画基本計画」を、平成25年3月には第2次の同計画を策定し、様々な取り組みを展開してきたところです。

そこで、第2次計画が平成30年3月末で終了することから、平成30年度からの10年間を計画期間とする「第3次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定することといたしました。

今回の策定にあたって実施した市民意識調査の結果をみると、依然として家庭や職場、学校、地域などにおいて、性別による固定的役割分担意識が高い結果となっており、また女性リーダーの登用や育成が不足している現実など、改めて男女共同参画社会の実現に向けた効果的な取り組みの必要性を認識したところであります。

今後とも、関係機関・団体、学校、企業、地域社会等と連携し、本計画のテーマである「ともに創ろう男女（ひとりひとり）が輝くふるさとうわじま」を目指し、効果的な施策の展開を図りたいと考えておりますので、市民の皆様には、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論を尽くしていただいた男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

宇和島市長 岡原 文彰

目 次

第1章 計画の概要	<hr/>	1
1 計画の策定にあたって	-----	1
1-1 計画の趣旨	-----	1
1-2 計画の背景	-----	1
1-3 計画の位置付け	-----	5
1-4 計画の期間	-----	5
2 計画が目指す姿	-----	6
2-1 目指すべき社会の将来像	-----	6
2-2 計画の基本理念	-----	7
2-3 計画の基本目標	-----	8
2-4 計画の体系	-----	9
第2章 計画の内容	<hr/>	11
基本目標I あらゆる分野における女性の活躍（女性の活躍推進）	-----	11
推進方策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	-----	11
推進方策2 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	-----	14
推進方策3 地域社会における男女共同参画の確立	-----	21
推進方策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	-----	25
基本目標II 全ての世代への男女共同参画意識の浸透（意識改革）	-----	30
推進方策1 暴力を許さない社会づくり	-----	30
推進方策2 男女共同参画の視点に立った意識改革	-----	35
推進方策3 男女共同参画に関する教育・学習の推進	-----	36
基本目標III 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり（環境の整備）	-----	38
推進方策1 生涯を通じた健康づくり支援	-----	38
推進方策2 高齢、障がい、貧困等の困難を抱えた人たちが 安心して生活できる環境の整備	-----	40
推進方策3 安心して子育てができる環境の整備	-----	42

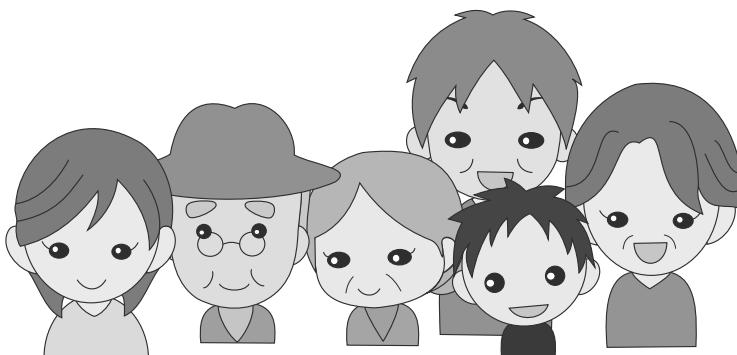
第3章 計画の推進に向けて 44

1 推進体制の強化	44
2 市民・関係機関・民間団体との連携	44
3 計画の進行管理	44

第4章 数値目標 45

資料 47

◇宇和島市男女共同参画推進条例	47
◇宇和島市男女共同参画推進条例施行規則	50
◇宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱	52



—宇和島市男女共同参画社会に関する市民アンケート実施概要—

●調査目的

男女共同参画社会の実現を目指して、市民の意識や実態を総合的に把握し、今後の施策を検討するうえでの基礎資料とするため実施しました。

●対象者：市内に在住する20歳以上の男女2,000人

●調査方法：郵送配布・郵送回収

●調査期間：平成29年7月14日～平成29年8月4日

●回収結果：651票（32.6%）

●調査結果の見方

・集計結果は全て、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

・複数回答の質問では、%の合計が100.0%を超えることがあります。

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

1－1 計画の趣旨

近年、少子高齢化や人口減少が進行する社会状況の中、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。

本市では、「男女共同参画基本法」を踏まえ、平成18（2006）年10月に「宇和島市男女共同参画推進条例」を施行し、平成20（2008）年3月には、その条例に基づき「宇和島市男女共同参画基本計画」を策定し、引き続き、平成25（2013）年3月に「第2次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定しました。第2次計画策定から今日まで、本市における人口減少や少子高齢化は更に進み、男女の仕事と生活を取り巻く環境や地域社会のあり方が、大きく変化していく中で、この度、平成29（2017）年度末をもって「第2次宇和島市男女共同参画基本計画」の計画期間を終えることから、新たに「第3次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定します。

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」とび県の「第2次愛媛県男女共同参画計画」との整合性に配慮し、これまでの取組の成果と課題を検証し、より一層男女共同参画社会の実現を推進していくため、その基本方針等を示すものです。

1－2 計画の背景

① 世界の動き

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティにおいて国際婦人年世界会議を開催しました。平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言「メキシコ宣言」を行い、それを具体化するための指針である「世界行動計画」を採択し、これに続く昭和51（1976）年からの10年間を「国連婦人の10年」と位置付け、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

その間、昭和54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。昭和55（1980）年の第2回世界女性会議（コペンハーゲン）を経て、昭和60（1985）年には、第3回世界女性会議（ナイロビ）において「国連婦人の10年」の評価が行われ、西暦2000年に向けて目的達成のための長期的ガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成5（1993）年6月、ウイーンで開催された世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、「ウイーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的生活における女性に対する暴力の撤廃が示されました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「意思決定過程への女性の参画」など、女

性の地位向上のために優先的に取り組むべき12の重要課題が定めされました。

平成12（2000）年には、「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題する国連特別総会（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況について検討・評価がなされるとともに、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」並びに「成果文書」が採択されました。

平成17（2005）年には、「北京+10」第49回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施を求める宣言が採択されました。

平成23（2011）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国連婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW）という国連の4つの機関を統合した国連機関「UN Woman」が発足しました。

平成27（2015）年には、第4回世界女性会議（北京会議）から20年目を迎え、国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位向上委員会）がニューヨークで開催されました。会議では、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。

平成29年11月に世界経済フォーラム（World Economic Forum）が発表した、世界各国の男女格差を図る指数である「ジェンダー・ギャップ指数^{*1}」では、日本は144か国中114位という結果でした。このことからも、我が国が政治・経済の分野において、依然として男女の格差が大きいということが読み取れます。

② 日本の動き

昭和50（1975）年に、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、「男女雇用機会均等法」の公布など法制面の整備が徐々に図られてきました。

昭和62（1987）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成3（1991）年に第1次改定が行われました。

平成6（1994）年には、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的、効果的な推進を図るため、「婦人問題企画推進本部」が内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」に改組されたとともに、「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置され、平成8（1996）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。平成11（1999）年には、国、地方公共団体をはじめ国民が、男女共同参画社会実現への取組の一層の推進を図る上で法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。その基本法を受け、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が定められました。

用語解説

※1 ジェンダー・ギャップ指数

スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が各国内の男女間の格差を数値化しランク付けした指数。経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。

平成13（2001）年の省庁再編にともない、内閣総理大臣を長として新たに設置された内閣府に、「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の強化が図られました。

また、同年には、女性に対する暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、平成16（2004）年の改正では、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が規定されました。

平成17（2005）年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成22（2010）年度末までに実施する施策を示しました。

平成19（2007）年には、男女共同参画会議において「ワーク・ライフ・バランス^{※2}推進の基本的方向」が示されるとともに、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。男女共同参画に限らず、労働施策、少子化対策、子育て支援、経済財政等、様々な施策において、ワーク・ライフ・バランスが推進され始めました。

平成22年（2010）年には、「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定され、経済社会情勢の変化等に対応して、先の計画に5つの重要分野が加わり15項目において平成27（2015）年度末までに実施する具体的な施策が示されました。

また、配偶者からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなども多くの人々にかかわる社会的問題であり重大な人権侵害であるという認識が深まり、平成12（2000）年11月には「ストーカー行為等の規則等に関する法律」が、平成13（2001）年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

その後、平成16（2004）年5月の法改正により、配偶者からの暴力の範囲の拡大、保護命令制度の強化、基本計画の策定や被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明記されました。さらに、平成19（2007）年7月に法改正が行われ、保護命令制度の拡充、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能の確立に努めることになりました。

平成27（2015）年12月には、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③男性中心型労働慣行^{※3}等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることのできる社会」、「④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくために、「第4次男女共同参画計画」が策定されました。

用語解説

※2 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。

※3 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を言います。

平成28（2016）年に、男女雇用均等法が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

同年12月には、「ストーカー行為等の規則等に関する法律」が改正され、SNSを使い、連續してメッセージを送る行為などを規制対象に加え、罰則強化などが盛り込まれました。

③ 愛媛県の動き

昭和58（1983）年に「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、女性に関する施策について連絡調整と総合的な企画・推進を図るために「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。

昭和62（1987）年には、女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な社会参加や能力の開発を促進する「愛媛県婦人総合センター（現：愛媛県男女共同参画センター）」が開館し、平成3（1991）年には、愛媛県における男女共同参画社会づくりの中核機構として「（財）えひめ女性財団（現：（公財）えひめ女性財団）」が設立されました。

平成4（1992）年には、「愛媛県女性行動計画」が策定されました。

平成13（2001）年には、平成22（2010）年度を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」が新たに策定され、5つの主要課題「女性の人権の尊重」、「男女共同参画の視点に立った意識の改革」、「意思決定の場への女性の参画拡大」、「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」、「労働の場における男女平等の確保」ごとに設定された重点目標の達成に向けて取組が進められました。

平成14（2002）年には、愛媛県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成18（2006）年には、平成17（2005）年度が計画期間の中間となること、また、国の基本計画が改定されたことから、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」の中間改定が行われました。また、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

平成21（2009）年には、平成19（2007）年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正やこれに伴う平成20（2008）年1月の国の方針の見直しを受け、これまでの取組や課題を整理し、今後必要な取組を盛り込み「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改定しました。

平成23（2011）年度には、「第2次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、平成28（2016）年3月には、「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定が行われるとともに、「女性活躍推進法」に定める「女性活躍推進計画」を含めた一体的な計画として整備され、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。



④ 宇和島市の動き

平成17（2005）年に宇和島市・吉田町・三間町・津島町の合併により、新宇和島市が誕生しました。

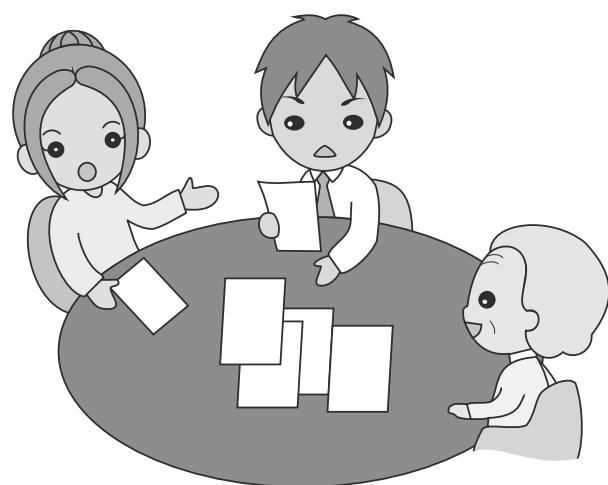
平成18（2006）年には、男女が差別されることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させ、市民が様々な分野で活躍できる「まち」を創ることを目指し、男女共同参画社会の実現を21世紀の宇和島市における最重要課題として位置付け、「宇和島市男女共同参画推進条例」を施行しました。

1－3 計画の位置付け

- 本計画は、宇和島市男女共同参画推進条例第8条に規定された男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第2次愛媛県男女共同参画計画」、本市条例、「宇和島市総合計画」及び「宇和島市特定事業主行動計画」等の関連計画との整合性を図ります。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市における基本計画と位置づけます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく本市における基本計画と位置付けます。

1－4 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うこともあります。



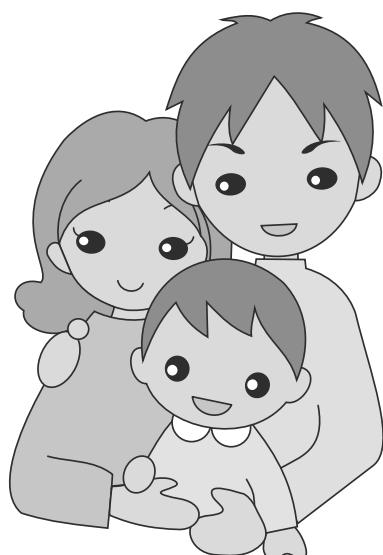
2 計画が目指す姿

2-1 目指すべき社会の将来像

男女共同参画社会として、国の基本計画で示されている以下の将来像を目指します。

—目指すべき社会の将来像—

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等と通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができると社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会



2－2 計画の基本理念

本計画は、男女が差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させるため、宇和島市男女共同参画推進条例に規定する以下の6つの基本理念に基づいて各種施策を推進します。

－基本理念－

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを、両立して行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女ともに生涯を通じて健康な生活を営むことができることを旨として、行われなければならない。
- 6 国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

2－3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

女性はわが国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治・経済・社会などの多くの分野の活動を担っています。活力ある男女共同参画社会を実現するためには、全ての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍することができる社会を形成することが必要です。特に男性においては、自らの意識改革だけでなく、従来の男性中心型労働慣行を転換していくための支援が求められています。

そのため、性別による差別的取扱いの防止や、家族経営型の自営業や農林水産業においても、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる就業環境の整備を推進し、誰もが自分らしくいきいきと仕事に誇りを持ち、安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、ポジティブアクションによって職場における男女間格差の是正を図るなど、女性があらゆる分野で個性と能力を発揮することができる環境づくりを進め、自らの能力を高め活躍の場を広げる活動を支援します。

基本目標Ⅱ 全ての世代への男女共同参画意識の浸透

全ての男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、お互いを認め合うことが不可欠です。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画を推進するための広報・啓発活動や、家庭や地域、学校における教育を充実し、意識形成を図ります。

また、市民一人ひとりが意識を高め、あらゆる暴力（身体的、性的、心理的暴力など）を許さない社会づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

男女が共に社会で活躍するためには、誰もがその人生の段階に応じて、自分の意思で職場、家庭、地域での活動にバランスよく参画し、自らの役割を果たすことができる環境づくりが重要です。

そのため、働き方の見直しを推進するとともに、子育てや介護、貧困等への支援を充実し、市民一人ひとりの意識やライフスタイルの転換を図ります。

また、市民一人ひとりが尊重され、生涯にわたり地域社会と関わりながら、健康で安心して生活をおくることができる地域づくりを推進します。

ともに創りうる男女が輝くふるむとじわじま
～男女共同参画社会の実現～

基本目標

(女性の活躍推進)

I あらゆる分野における

女性の活躍

(意識改革)

II 全ての世代への

男女共同参画意識の浸透

(環境の整備)

III 生涯にわたり安心して暮らせる

社会づくり



第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍 (女性の活躍推進)

推進方策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

民主主義社会では、男女が政治的意志決定過程に積極的に参画し、共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されなければなりません。また、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な地域社会を実現するためには、重要な担い手としての女性の役割を認識する必要があります。政治、行政、経済、社会、文化等のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えない状況です。

そのため、更に踏み込んだポジティブ・アクション（積極的改善措置）^{※4}の実行等を通じて、積極的な女性の採用・登用を進め、多様な人材の能力活用等の観点から、女性の活躍の機会を拡大していくため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進が求められています。

■□ 現状と課題 □■

市議会における女性議員、本市の審議会や委員会等における女性委員、市職員における女性管理職等公的な分野だけでなく、企業や団体、地域活動の場等あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ、十分とは言えない状況です。

市が率先して進めることはもちろん、企業や各種機関、団体等に対して方針決定過程への女性の参画促進を呼びかけることが必要です。

女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、政策・方針決定過程へ男女が共に参画することの重要性について、市民の意識の高揚を図るとともに、積極的に参画する意欲とそのための能力を持った女性の人材を育成することが求められています。

《参考》

①政治分野

衆議院議員の候補者に占める女性の割合（平成26年）：16.6%

参議院議員の候補者に占める女性の割合（平成25年）：24.2%

※「第4次男女共同参画基本計画」より

用語解説

※4 ポジティブ・アクション [positive action]

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（基本法第2条2項参照）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

愛媛県議会議員における女性議員：45人中女性2人（4.4%）

※平成29年10月25日現在

宇和島市議会議員における女性議員数：24人中女性2人（8.3%）

※平成29年11月1日現在

②行政分野

本市の審議会や委員会等における女性の参画状況

審議会・委員会数66に対し、女性のいる審議会・委員会数は48

委員総数1,045人に対し女性委員数は221人

《参画率》

宇和島市：21.2%

愛媛県下11市平均：28.0%

全国の市区平均：33.8%

※平成28年度内閣府男女共同参画局

『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』より

市職員における女性管理職割合

課長相当職以上

一般行政職：47人中女性2人（4.3%）

課長補佐相当以上

一般行政職：117人中女性7人（6.0%）

※保育士・幼稚園教諭・診療所職員・病院職員（事務職は除く。）及び派遣職員は除く。

※平成29年4月1日現在

■□ 市民アンケートの結果 □■

問32 あなたは、宇和島市において、政策・方針決定の過程に女性があまり進出していない理由は何だと思いますか。【○は3つ以内】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
男性優位の組織運営になっているから	50.9	49.5
女性の活躍を支援する活動や体制が不十分だから	35.7	34.3
女性側の積極性が不十分だから	34.3	30.6
家庭・地域・職場における性別の役割分担、性差別の意識があるから	32.0	26.6
女性の能力発揮の機会が不十分だから	32.0	26.0
家族の支援・協力が得られないから	18.7	17.7
その他	2.8	4.5
無回答	5.3	8.3

全体的な回答の傾向は10年前と同じだが、「家庭・地域・職場における性別の役割分担、性差別の意識があるから」の割合が5.4%、「女性の能力発揮の機会が不十分だから」が6.0%それぞれ減少した。

■□ 施策の方向・具体的施策 □■

1. 行政の審議会等への女性登用の推進

●審議会等における政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、平成27年11月20日施行の『宇和島市審議会のあり方指針』に基づき、全庁的に取組、女性のいない審議会等の解消に努めます。

[1] 各種審議会における女性の参画促進

審議会等の委員の内、女性が占める割合を35.0%以上とすることを目標とし、公募委員枠の拡大や多様な人材が参加できるよう開催日時等の配慮に努めます。

[2] 人材育成の充実

審議会等の委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するに必要な学習機会の充実を図るとともに、女性リーダーの育成に努めます。

2. 市女性職員の管理職への登用等の推進

●行政施策の対象者の半分は女性であることから、市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、『宇和島市特定事業主行動計画』に基づき、女性職員の採用や登用、職域拡大及び能力開発を一層推進します。

[1] 女性職員の管理職への積極的登用

能力や適性、意欲等を見極めながら、女性職員の積極的な登用に努めます。

[2] 女性の積極的採用

将来、女性管理職となり得る優秀な人材の確保に向け、女性受験者の拡大に努めます。

[3] 能力開発・キャリア形成の支援

多様な職務経験の付与により、管理職に必要な政策立案能力・マネジメント能力・折衝調整能力などを涵養するとともに、女性職員の研修メニューの充実と積極的参加による能力開発を促し、出産・育児等を経た後も意欲的かつ自信を持って職務を遂行できる人材の育成に努めます。

3. 企業・各種団体等における意思決定過程への女性の参画促進

●女性の能力や感性が發揮できるよう、企業や自治会等の地域活動組織において、女性を積極的に登用するよう企業や地域団体に対して啓発を行います。

[1] 地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性を中心とするまちづくり団体等の組織づくりや活動を支援します。

推進方策2 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

就業は、生活の基盤であり、自己実現につながるものでもあります。働きたい人が、性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる社会をつくることは、極めて重要な意義を持ちます。働きたい女性にとって、仕事と家事・育児・介護との両立は依然として大きな負担となっているため、就労の場において、男女が共に能力を発揮し、働き続けやすい職場づくりに取り組む必要があります。

また、農林水産業や商工業等の自営業の分野においても、6次産業化の進展などに伴い、女性の役割の重要性がますます高まっている中、女性が対等なパートナーとして男性とともに経営等に参画できるよう環境整備が求められています。

この他に、新たな価値観や発想を地域経済の活性化に活かすため、意欲と能力のある女性が起業や再就職を希望する場合、チャレンジ支援の必要があります。

働いている男女が性別にかかわりなく、その能力を十分に発揮できるよう、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保が求められています。

■□ 現状と課題 □■

本市においても、女性の5歳区分の年齢階層別就業率（平成22年と平成27年比較）は、20～24歳を除き、全て増加しています。このように働く女性の割合が増加傾向にある中で、育児期に継続就業あるいは育児後に再就職する女性が、職業生活において不利益を被ることがないよう、また、雇用機会や待遇などの面で、実質的な男女間格差が生まれないよう、企業等に向けて、積極的に啓発を進めることが大切です。

本市の基幹産業である農林水産業においても、女性が活躍できる環境整備が求められており、男女が対等なパートナーとして経営に参画し、貢献に見合う評価を受けることができるよう、家族経営協定の普及を図るとともに、家庭や地域社会に残る固定的な性別役割分担意識とそれを反映した慣習・慣行を見直すための啓発の充実を図ることが求められています。

《 参考 》

①全国の状況

25歳から44歳までの女性の就業率（平成26年）：70.8%

農業委員に占める女性の割合（平成25年度）：6.3%

農業協同組合の役員に占める女性の割合（平成25年度）：6.1%

※「第4次男女共同参画基本計画」より

②愛媛県の状況

農業委員に占める女性の割合（平成27年度）：7.0%

認定農業者に占める女性の割合（平成27年度）：8.7%

農業指導士に占める女性の割合（平成27年度）：25.0%

漁業協同組合の役員に占める女性の割合（平成27年度）：0.5%

家族経営協定の締結数（平成27年度）：1,105戸

※「第2次愛媛県男女共同参画計画 中間改定」より

③宇和島市の状況

農業委員に占める女性の割合：8.3%

農地利用最適化推進委員に占める女性の割合：8.7%

※平成29年11月1日現在

■□ 市民アンケートの結果 □■

«これまでに就労経験のある方にお尋ねします。»

問14 あなたの職場で、次のようなことはありましたか。【○はいくつでも】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
特に男女差はない	29.5	35.2
お茶くみなどの雑用は職種に関わらず女性がすることが多い	40.8	26.3
賃金や昇給に男女差がある	37.5	23.2
女性は昇進・昇格が遅い、または望めない	26.5	15.5
女性が結婚や出産を機に退職する慣習がある	17.7	14.6
社内研修や教育訓練、出張や視察などの機会に男女差がある	10.5	6.6
女性が長く就労することを歓迎しない雰囲気がある	9.1	5.7
女性は補助的な仕事しかさせてもらえない	8.6	5.1
定年の年齢に男女差がある	3.0	2.0
その他	4.2	4.5
無回答	—	15.1

「特に男女差はない」と答えた割合が10年前よりも全体で5.7%増加し、多数回答となった。「お茶くみなどの雑用は職種に関わらず、女性がすることが多い」は14.5%、「賃金や昇給に男女差がある」は、14.3%、「女性は昇進・昇給が遅い、または望めない」は11.0%それぞれ減少した。その他の項目についても、全体的な回答の傾向は10年前と同じだが、割合は減少している。

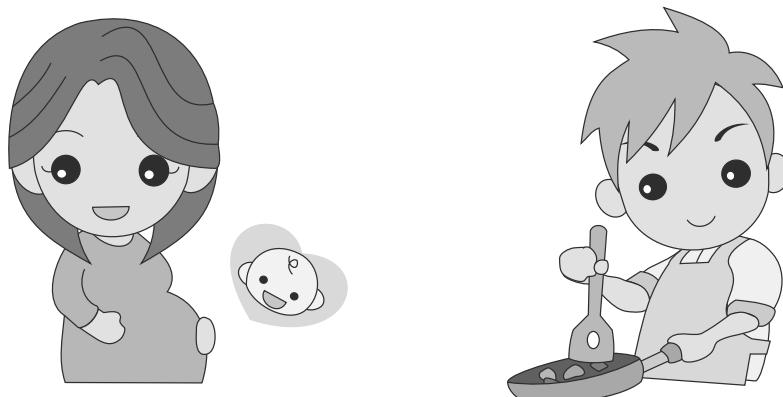


問15 あなたは、働く意欲のある女性が働き続けたり、再就職したりするためには、どのようなことが必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

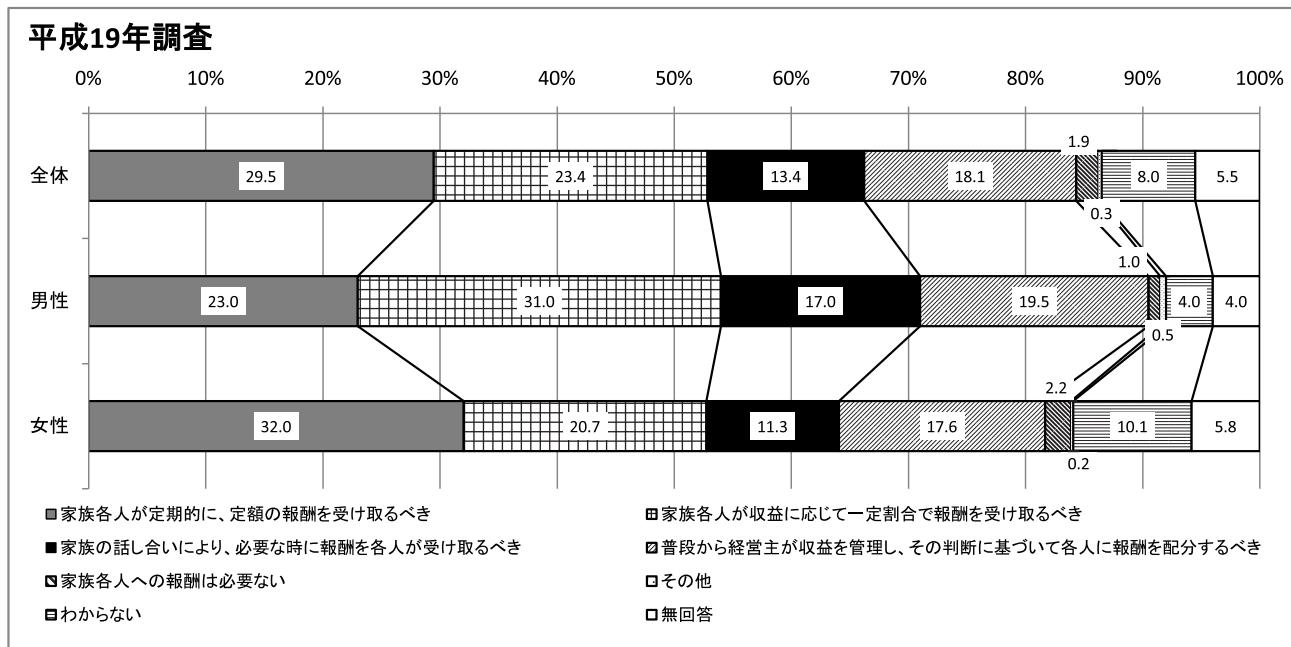
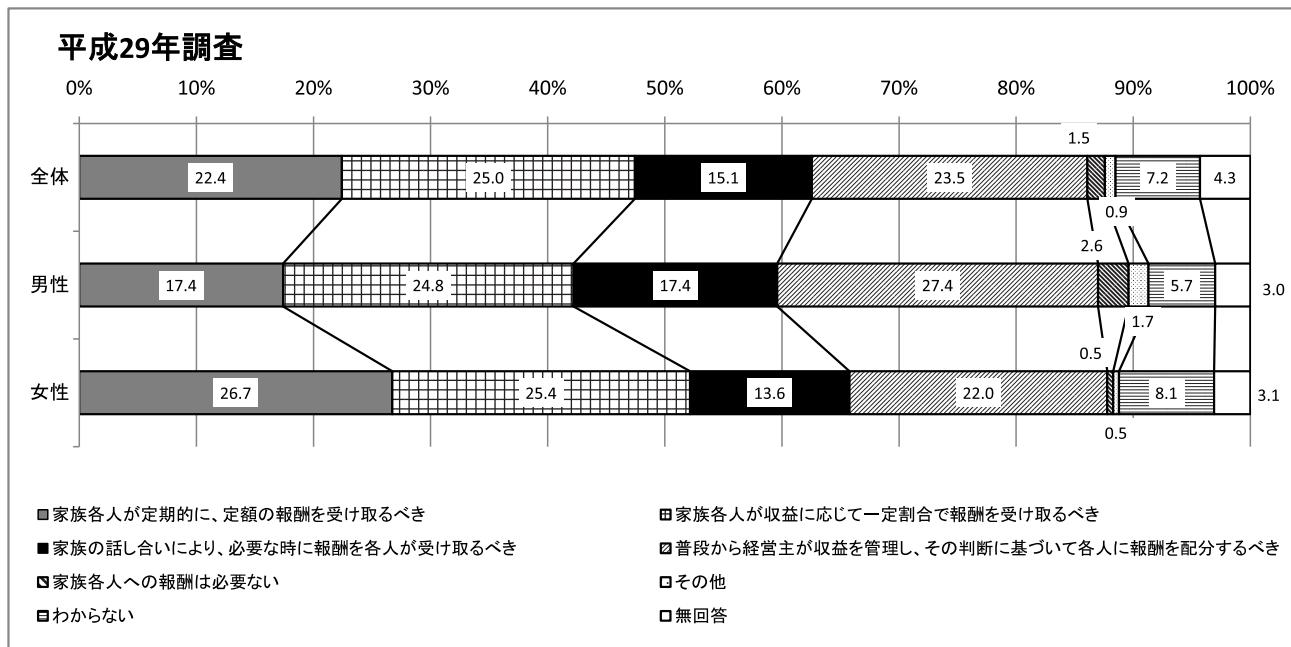
回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
家族や配偶者の理解や同意	57.4	54.8
家族や配偶者の家事・子育て・介護への参加・協力	54.6	53.3
育児・介護のための休暇、休業をとりやすい職場環境	55.9	52.8
保育施設やサービスの充実	47.7	49.9
結婚・出産・子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及	48.8	43.5
短時間勤務制度、在宅勤務やフレックスタイムの普及	27.1	36.1
昇進・昇給・仕事内容などの職場での男女平等扱いの確保	39.2	35.6
介護施設やサービスの充実	30.3	33.6
パートタイム労働者や派遣社員などの労働条件の改善	36.8	32.0
上司、同僚、部下になる人の意識改革	—	29.0
労働時間の短縮	20.0	27.3
男性の意識を変えること	25.9	25.8
女性自身の意欲・能力を高めること	23.6	21.4
女性の意識を変えること	13.6	17.8
仕事や職場環境についての相談窓口の充実	14.7	14.4
求人・職業情報の積極的な提供	19.0	12.3
能力開発や技術習得のための講座・研修会の実施	14.4	11.7
女性に対する起業支援	6.7	7.1
その他	0.6	1.1
わからない	2.0	2.0
無回答	3.3	3.8

「短時間勤務制度、在宅勤務やフレックスタイムの普及」の割合は全体で9.0%増加し、次に「労働時間の短縮」の割合が、7.3%増加した。

「男性の意識を変えること」については、ほぼ同じ割合だが、「女性の意識を変えること」について4.2%増加した。



問19 第一次産業を家族で経営する場合において、その仕事に従事している家族各人は報酬（給与等）をどのように受け取るべきとお考えになりますか。第一次産業に従事していない方も、仮にご自身が第一次産業を家族経営しているとしたら、どのようにお考えになるかお答えください。【〇は1つ】



全体では、10年前は「家族各人が定期的に、定額の報酬を受け取るべき」が最も多かったが、今回は「家族各人が収益に応じて一定割合で報酬を受け取るべき」が25.0%で最も多くなっている。

男女別で見ると10年前は、男性が「家族各人が収益に応じて一定割合で報酬を受け取るべき」が最上位だったのに対して、今回は「普段から経営主が収益を管理し、その判断に基づいて各人に報酬を配分するべき」が27.4%で最も多くなっている。女性は、10年前と同じく「家族各人が定期的に、定額の報酬を受け取るべき」が最上位だった。

問20 農山漁村において、女性は仕事の重要な担い手であると同時に、家事や家族の世話なども同時にこなしている現状があると考えられます。女性が男性と共にいきいきと活動する社会（男女共同参画社会）を形成する上で、農山漁村の女性に対するどのような支援、施策が重要だとお考えになりますか。【○は3つ以内】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
夫や家族による家事・育児の分担	61.5	63.6
家事・育児・介護ヘルパーの設置	30.6	28.7
出産・育児期における女性のための新たな休暇制度の創設	27.0	26.4
女性の農業者や漁業者間など新たなネットワークサービスの育成支援や、異業種の女性との交流の場の拡大	18.3	20.0
出産、子育てと農業・漁業等の経営との両立を図る上での悩み事を相談できる相談体制の整備	13.6	16.1
女性のための支援制度、施策等に関する情報提供	13.3	14.3
女性が技術等を習得するための研修やセミナーの開催	11.7	11.8
女性が農産・水産加工等を行うための施設・機器の整備に対する補助や起業活動のための支援	11.2	11.2
研修や出資などに充てる経費を確保するための報酬の実現や、農地等の名義を含む女性の資産形成を助長する支援	6.1	8.1
男女共同参画に関する普及啓発の推進	10.1	6.3
地域における女性指導者の育成	7.3	6.0
女性が借りやすい資金の充実	2.8	4.3
必要ない	0.8	0.5
その他	0.5	0.6
わからない	5.6	6.5
無回答	5.1	4.3

10年前と同じく「夫や家族による家事・育児の分担」が60.0%を超えて圧倒的に多く、全体で2.1%増加し63.6%だった。

その他の項目についても、ほぼ同様の傾向であった。

■□ 施策の方向・具体的施策 □■

1. 企業等における女性の活躍推進に向けた取り組みの支援

●本市の企業等における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等が行われない職場づくりに関する各種取組を支援します。

[1] 労働関係法の周知・遵守の促進

男女雇用機会均等法やパートタイム労働法^{※5}、育児・介護休業法等、労働に関する各種法律について事業所や団体等へ啓発を行います。

[2] 女性が働きやすい就業環境の整備

職場での性別による固定的な役割分担のは正や、育児・介護休暇制度の普及、労働者の健康づくり等、関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、事業所へ働きかけます。

[3] 女性の働く場の創出

地域の特性を活かした企業立地を図る等、各種産業振興施策の推進を通じて、女性の雇用機会の確保・拡充に努めます。

[4] 労働に関する相談や苦情への対応

あらゆる雇用形態の労働者に対して、職場における労働条件や労働環境に関する相談・苦情窓口について情報提供を行います。

[5] セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント全般の防止

広報紙、ホームページによる意識啓発、セミナーの開催による事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。

市職員に対しても「宇和島市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、セクハラも含めたハラスメント全般についての相談窓口を設置し、対応します。事案が発生したときに即時適切に対応できるよう、独自の対応マニュアルを作成するとともに、相談員の連携をより円滑にする等、相談体制の充実を図ります。

用語解説

※5 パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の福利厚生の充実その他雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようになり、その福祉を増進するために、平成5年に施行された。

2. 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

●就労環境や労働条件改善に向けた取組への支援を行います。

[1] 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性の生活時間や労働状況等についての実態把握に努め、就労環境改善に向けた意識啓発を行います。

[2] 農業委員会等への参画支援

農業委員等への女性の参画を促進します。また、関係団体等へ女性役員の登用促進を啓発します。

[3] 家族経営協定の推進

家族間の役割分担や労働条件等を明確にした、家族経営協定締結の啓発と普及に努めます。

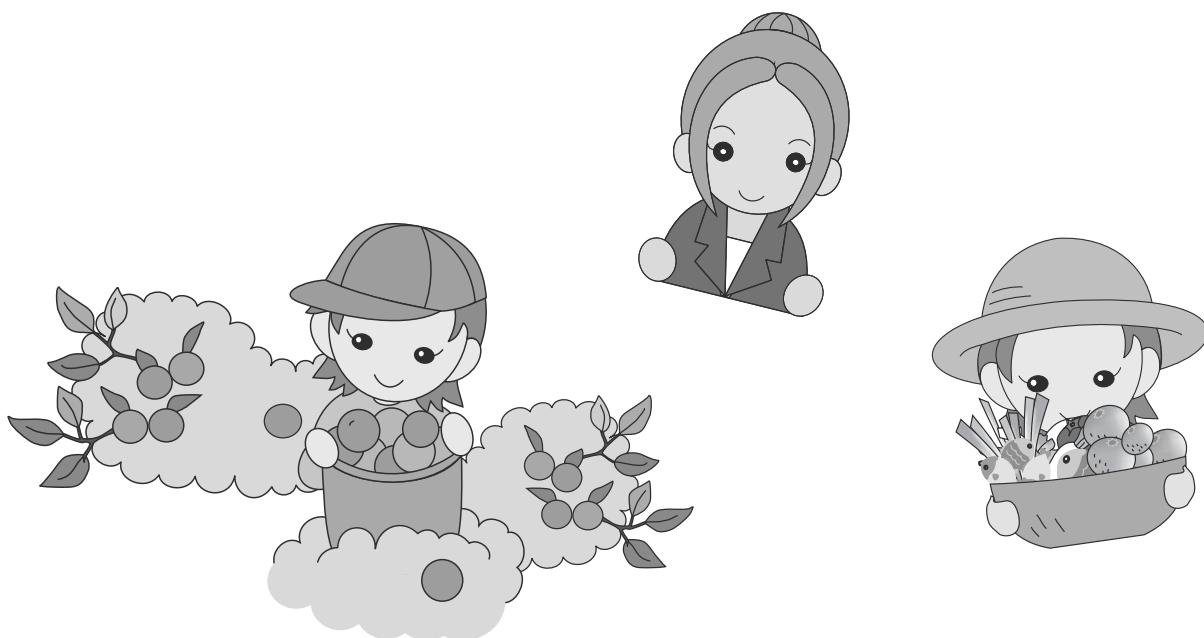
3. 再就職や起業活動等へのチャレンジ支援

[1] 女性の再就職の支援

女性が出産・育児や介護等のために一度離職した場合の再就職についても、再就職支援セミナーを開催する等の支援を行うとともに、事業所への啓発に努めます。

[2] 女性による起業への支援

セミナーや研修会の開催等を通じて、商店街におけるコミュニティ・ビジネスの育成や福祉等の特定非営利活動法人の立ち上げ支援をはじめ、女性の視点や感性を活かした創業を考える女性の起業を支援します。



推進方策3 地域社会における男女共同参画の確立

多くの地域において、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実に直面する中、豊かで活力ある地域社会を形成するためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等により、特定の人々に固定化することがないよう、意欲と能力のある多様な年齢層の男女が、地域の様々な分野において活躍することが必要です。とりわけ、地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかった自治会や、自主防災組織等への女性の積極的な参画が求められます。

女性の新たな価値観や発想を地域の活性化につなげるため、地域社会における男女共同参画の確立が求められています。

■□ 現状と課題 □■

過疎化等により人口減少が進む中、地域の暮らしに直接つながるあらゆる分野においても、男女共同参画の確立が求められています。

地域社会に残る性別による固定的な役割分担意識とそれを反映した慣習・慣行を見直すための啓発の充実を図ることにより、自治会や自主防災組織等へ女性が参画しやすい環境が必要です。

《 参考 》

①自治会長

自治会長に占める女性の割合

全 国（平成28年度）：5.2%

愛 媛 県（平成28年度）：6.0%

宇和島市（平成28年度）：4.3%

※平成28年度内閣府男女共同参画局

『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』より

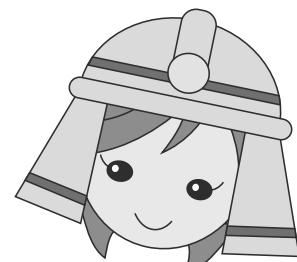
②消防団員

消防団員に占める女性の割合

全 国（平成28年度）：2.8%

愛 媛 県（平成28年度）：3.0%

宇和島市（平成29年度）：1.1%



③防災会議

防災会議委員に占める女性の割合

都道府県（平成27年度）：13.2%

市 町 村（平成27年度）：7.7%

宇和島市（平成29年度）：3.8%

④防災士

防災士に占める女性の割合

全 国：14.4%

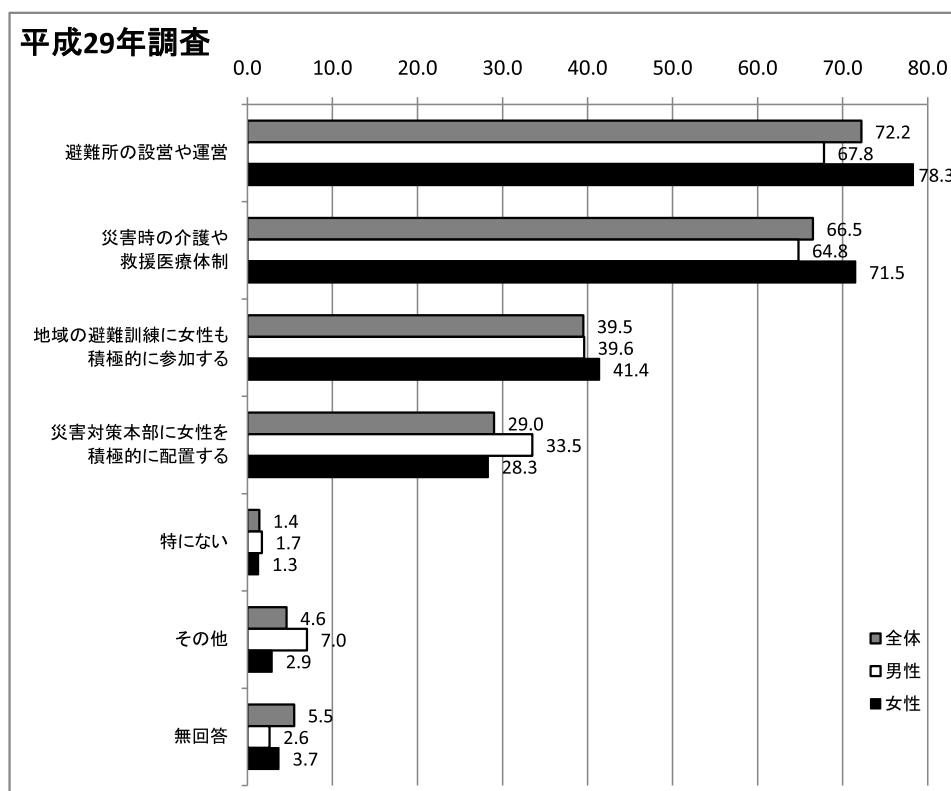
愛 媛 県：16.1%

宇和島市：20.2%

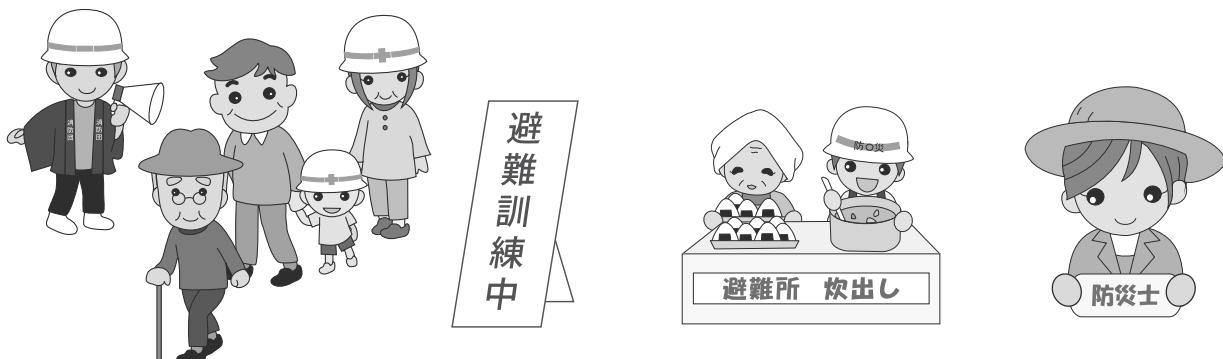
※平成30年1月31日現在

■□ 市民アンケートの結果 □■

問23 あなたが、防災・災害復興対策について、男女共同参画の視点で取り組む必要があると思うことは何ですか。【○はいくつでも】



「避難所の設営や運営」が全体で72.2%、特に女性は78.3%と最も多く、2番目に「災害時の介護や救援医療体制」が全体で66.5%、特に女性は71.5%。3番目は「地域の避難訓練に女性も積極的に参加する」が全体で39.5%、女性が41.4%と上位。3番目については、男性よりも女性の方が多い。

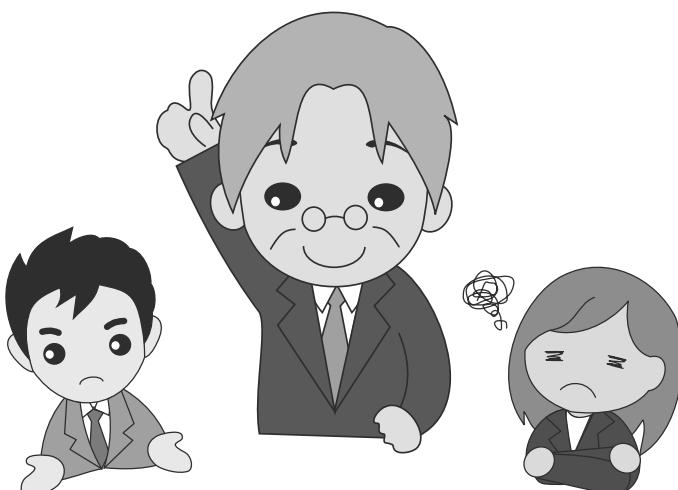


問25 あなたが住んでいる地域の活動（自治会・PTAなど）で、現在次のようなことがありますか。【○はいくつでも】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
代表者は男性から選ばれる慣例がある	38.1	37.2
若い人や新規の参加者が少ない	25.7	31.3
付きあいで仕方なく参加している人が多い	25.6	28.0
行事などの企画は主に男性が決定している	29.6	26.6
女性は責任のある役を引き受けたがらない	26.4	24.7
名簿上は夫が会員になっているが、実際は妻が活動している	22.0	21.4
お茶入れや食事の準備などは女性が担当することになっている	24.2	21.2
母親や女性の保護者ばかりで、父親や男性の保護者の参加がほとんどない	16.5	11.2
誰もが自由に発言できる雰囲気はない	9.8	9.2
会議などにおいて女性は発言等しくい雰囲気がある	7.2	4.3
女性の活動があまり評価されていない	5.6	4.0
特に上記のようなことはない	5.0	5.1
その他	0.6	1.7
わからない	16.1	15.7
無回答	5.9	6.3

全体的な回答の傾向は同じだが、10年前は4番目だった「若い人や新規の参加者が少ない」が全体で5.6%増加し、順位が2番目に上がった。逆に3番目だった「女性は責任のある役を引き受けたがらない」の割合が全体で1.7%減少し、5番目に下がった。

「母親や女性の保護者ばかりで、父親や男性の保護者の参加がほとんどない」の割合が全体で5.3%減少しした。



■□ 施策の方向・具体的な施策 □■

1. 地域活動における男女共同参画の推進

●地域おこし等の分野への女性の参画を促し、男女が共同して活力ある地域づくりや、コミュニティ活動の活性化を進めます。

[1] 女性の地域活動への参画促進

地域における各種団体等において、女性の参加を促進し、方針決定の場においても女性が主体的に関わることの重要性等を啓発します。

[2] コミュニティ活動への女性の参画促進

自治会等コミュニティ組織活動に女性が関心を持ち、積極的に参画できるよう、多様な地域活動の情報や参画機会の提供を行います。

[3] 地域づくりにおける女性リーダーの人材発掘・育成

地域づくりにおけるリーダーになりえる女性の担い手を発掘するとともに、リーダー育成に向けた様々な学習機会を提供します。

2. 防災分野における女性の参画促進

●防災、減災分野への女性の参画を促進し、防災士の資格取得や防災訓練等への積極的な参加を推進します。また万一、災害が発生した場合においても男女が共同して復興に向けた取組ができる地域づくりを進めます。

[1] 女性の自主防災組織への積極的関与

女性が自主防災組織に積極的に参加できる環境の整備と啓発活動に努めます。また、女性防災士の育成に努めます。



推進方策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

地域社会の持続可能な発展のためには、男女一人ひとりが、職場や家庭、地域社会等での責任を果たしながら、多様な活動に従事でき、自らの能力を十分に發揮し、豊かさを実感できる社会の実現に取り組む必要があります。

青年期・子育て期・中高年期等の各ライフステージに応じ、仕事とそれ以外の多様な活動において、自らの希望するバランスで参画できることが望まれています。そのためには、多様で柔軟な働き方の選択を可能にする支援やサービスの充実等が必要です。

行政や企業・事業所、市民等が連携し、社会全体で従来の男性中心型労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが求められています。

■□ 現状と課題 □■

家庭生活については本来男女が共に責任を担うべきですが、現実には家事・育児・介護等の多くを女性が担う状況であり、男性においては育児等の家庭生活に主体的に参画したいという希望を持っているものの、実際、仕事優先の社会や職場の風潮の中では困難な状況です。

男女が共に仕事と仕事以外の生活を両立し、希望する形で家庭や地域社会に関わることができるよう、企業や市民に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発や情報提供を推進することが必要です。

また、家庭生活において男女が共に責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を必要に応じて見直すための広報・啓発や学習機会を充実させるとともに、男性の家庭生活への積極的な参画を支援する環境整備が求められています。

《 参考 》

全国における男性の育児休業取得率

国家公務員（平成27年度）：5.5%

地方公務員（平成27年度）：2.9%

民間企業（平成27年度）：2.65%

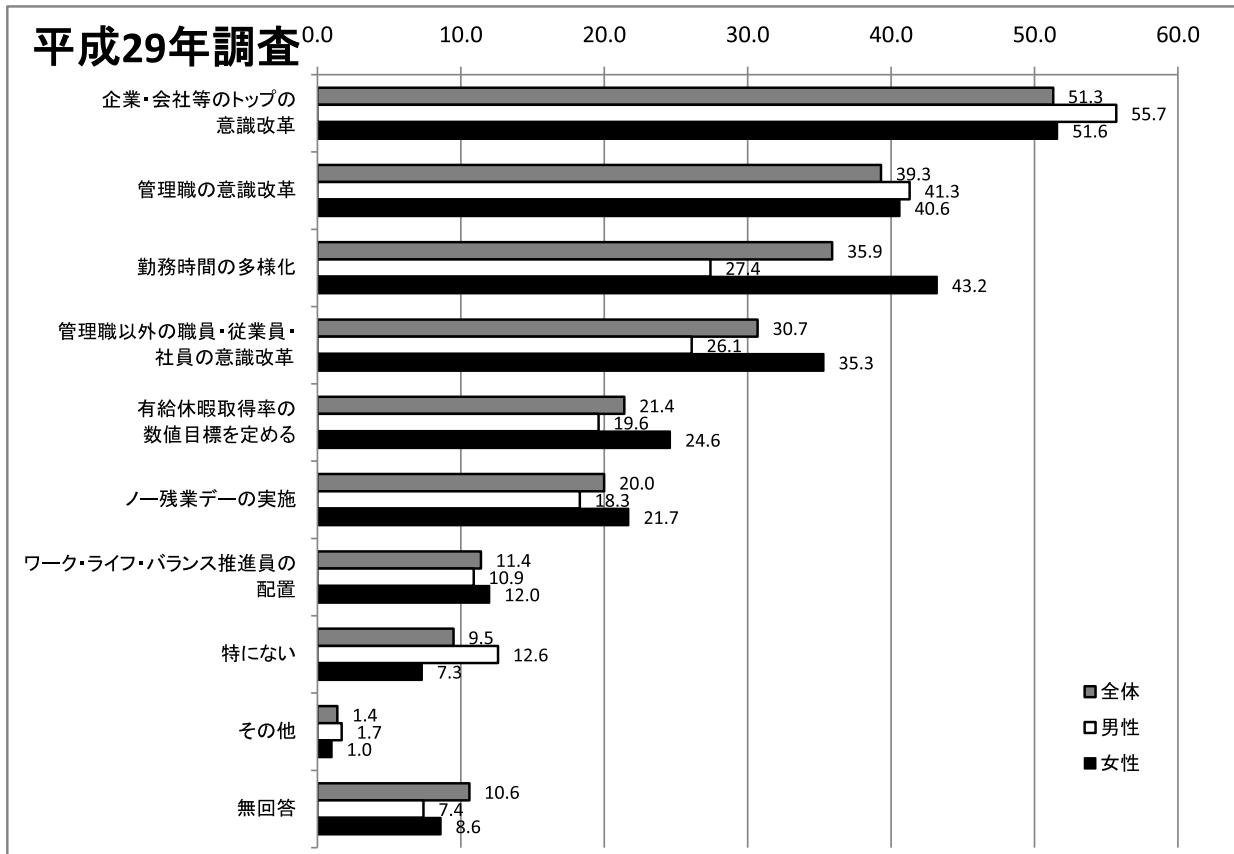
愛媛県職員の男性の育児休業取得率（平成26年度）：2.5%

宇和島市職員の男性の育児休業取得率（平成28年度）：15.0%

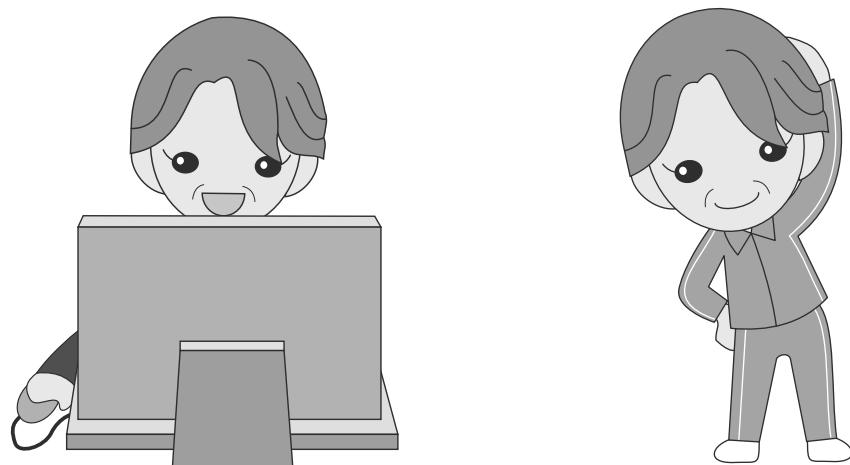


■□ 市民アンケートの結果 □■

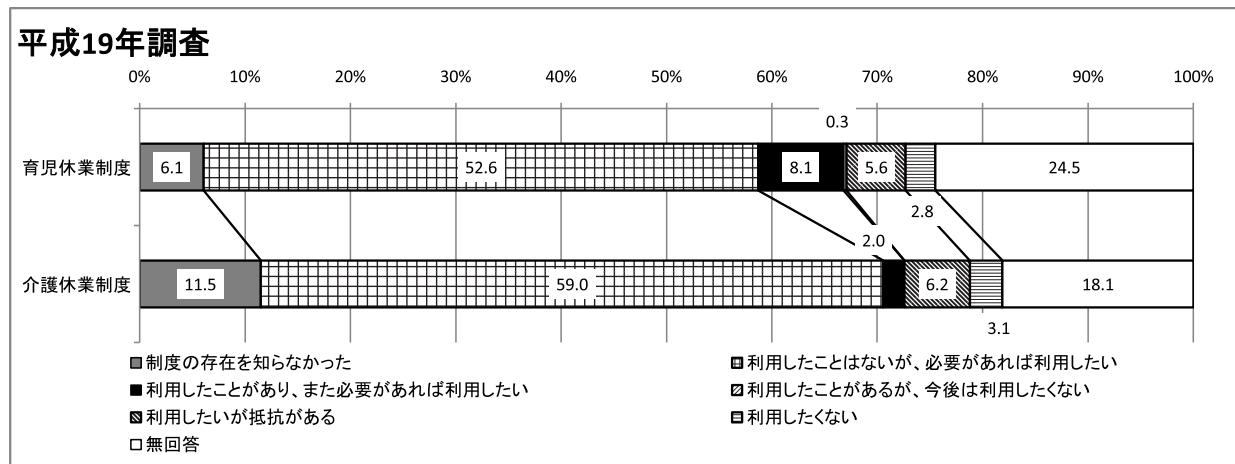
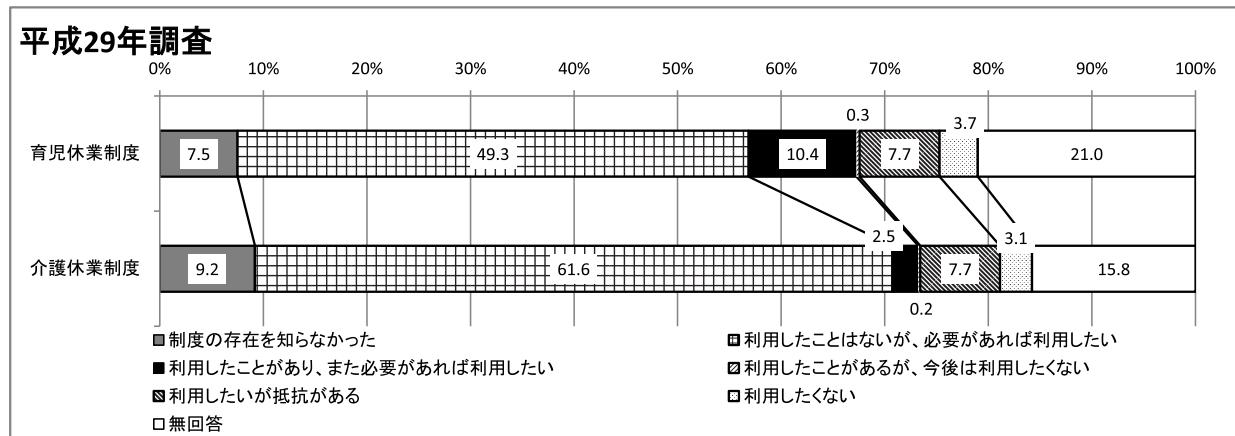
問22 ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、あなたは何が必要だと思いますか。
【○はいくつでも】



「企業・会社等のトップの意識改革」が全体で51.3%と1番多く、2番目の「管理職の意識改革」が全体で39.3%、3番目の「勤務時間の多様化」が全体で35.9%、特に女性は43.2%と2番目の「管理職の意識改革」よりも多い。



問16 あなたは、次にあげる制度を利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いますか。【○はそれぞれ1つずつ】



《育児休暇》

今後のことば除いて「利用したことがある」割合は全体で2.3%増加、制度の利用経験がない、また抵抗があっても「利用したい」と考える人が全体で1.1%それぞれ増加した。

また、「制度の存在を知らない」が全体で1.4%、利用経験の有無にかかわらず「利用したくない」も全体で0.9%それぞれ増加した。

《介護休暇》

今後のことば除いて「利用したことがある」割合は全体で0.7%、制度の利用経験がない、また抵抗があっても「利用したい」と考える人が全体で4.6%それぞれ増加した。

また、利用経験の有無にかかわらず「利用したくない」割合は、全体で変化がなかったが、「制度の存在を知らない」が全体で2.3%減少した。

問17 育児休業・介護休業制度を利用する上で、障害となることはどのようなことだと思いますか。【○は3つ以内】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
他の職員の負担が増える	38.8	48.8
休業することで経済的に厳しくなる	30.7	33.3
即戦力となる代替え要員の確保が難しい	22.6	31.5
休業中、担当業務の遂行に支障がないように措置することが難しい	29.2	30.0
復帰後の職場や仕事の変化に対応することが難しい	23.7	26.3
利用することに対する職場内の理解が十分でない	27.1	19.4
実質的に職場で育児休業・介護休業制度が機能していない	21.5	14.0
休業することで昇任・昇格などに不利になる	9.8	8.1
自分自身が子育てや介護に参加する事に対して心理的抵抗がある	2.7	2.2
障害となることは特になし	0.9	1.4
その他	0.5	0.8
わからない	6.6	3.7
無回答	9.2	8.1

全体的な回答の傾向は10年前と同じだが、「他の職員の負担が増える」の割合が、全体で10.0%増加した。逆に「利用することに対する職場内の理解が十分でない」の割合は全体で7.7%、「実質的に職場で育児休業・介護休業制度が機能していない」も7.5%それぞれ減少した。

■□ 施策の方向・具体的な施策 □■

1. 多様で柔軟な働き方の普及・促進

- 職業生活優先の意識や職場環境の改革を企業や市民へ働きかけます。
- 在宅勤務や短時間勤務等、新しい就業形態の普及促進を図ります。
- 職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して出産・育児ができる条件の整備を促進します。

[1] 働き方の見直しの意識啓発

市が率先して、育児休業・介護休業制度の普及を図るとともに、育児休業制度の利用しやすい環境づくり、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう啓発を図ります。

労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及・啓発に努めるとともに、育児期や介護期にある男女の多様な就業形態を支援するため、在宅勤務やテレワークなどによる就業を啓発します。

2. 家庭生活における男女共同参画の推進

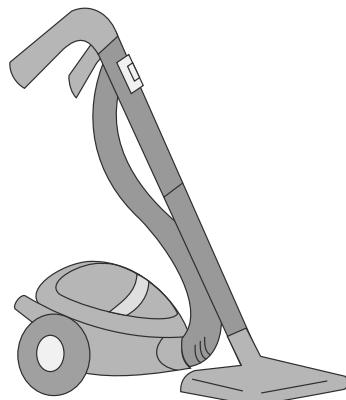
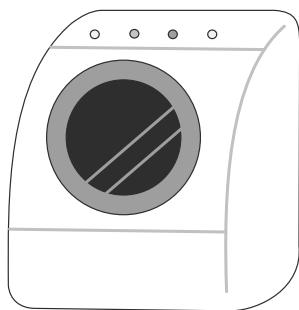
- 家庭における男女共同参画推進に向けた意識啓発を図ります。
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

[1] 家庭での男女共同参画に関する意識啓発

各種講座や研修会等の学習機会、広報紙、市のホームページ、その他各種情報紙、啓発紙等、あらゆる機会や手段を活用して、家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。

[2] 男性の家事・育児等への参画促進

保育所（園）・地域子育て支援センター・幼稚園・小学校等の情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進していきます。また、男性を対象とした料理教室、育児講座、介護講座等を開催し、男性の家事・育児等への参画を促進します。



基本目標Ⅱ 全ての世代への男女共同参画意識の浸透（意識改革）

推進方策1 暴力を許さない社会づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どのような場合であっても決して許されるものではありません。配偶者からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等は、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

暴力を生まないための予防教育・啓発を推進し、あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくりに努める必要があります。また、被害者が相談しやすい体制づくりを構築し、被害の潜在化を防止する等、効果的な被害者支援を行う必要があります。特に、被害者が未成年や高齢者、障がい者等である場合は、その背景に十分に配慮したきめ細かい支援が必要となります。

民間を含めた関係機関が連携し、暴力を許さない社会づくりが求められています。

■□ 現状と課題 □■

配偶者等からの暴力^{※6}、児童虐待、高齢者や障がい者への虐待等、様々な場面において、人々の人権が暴力により著しく侵害されている状況があります。また、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因する暴力はその被害者の多くが女性であり、被害者が相談や届出をすることに抵抗感を持つことが多く、被害が潜在化し、問題解決を難しくする傾向があります。近年は、アダルトビデオ出演強要問題や女子高校生に接客サービスをさせるアルバイト、いわゆる「JKビジネス」において性的被害に遭う等、女性や未成年者に対する身体的・性的・心理的暴力は年々増加し、被害者が死に追いやられる深刻な事態も多くなっています。更に、高齢者や障がい者の介護においても、介護疲れによる介護者からの虐待や施設内における虐待等が大きな問題となっています。

暴力について、その被害者にも加害者にもなることがないよう、それらが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く啓発するとともに、各種法律や制度の周知・徹底を図ることが必要です。

関係機関との連携を強化し、被害者の保護や自立支援、相談体制の充実とその相談窓口の周知を図ること等が求められています。



用語解説

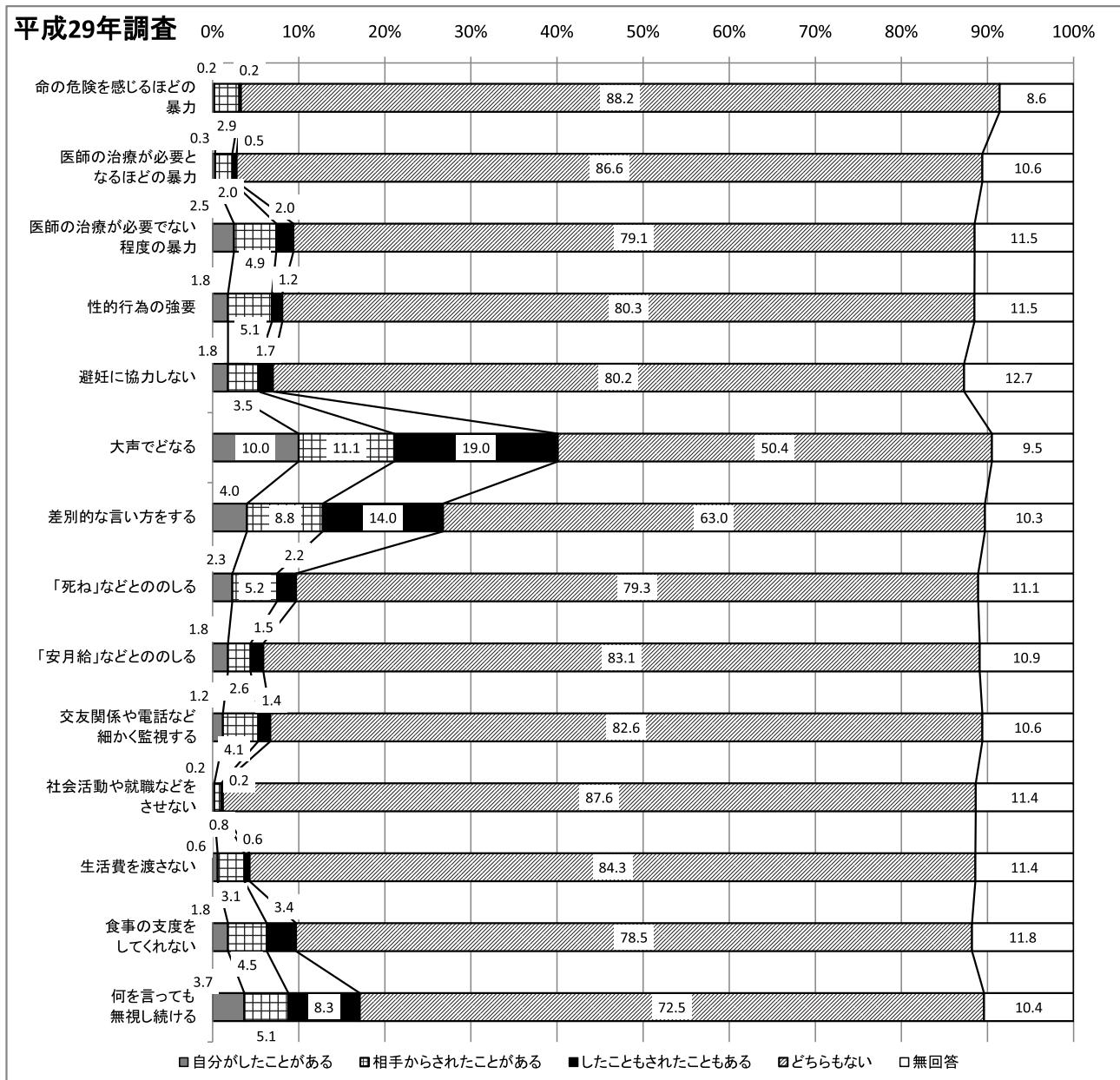
※6 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人等親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。

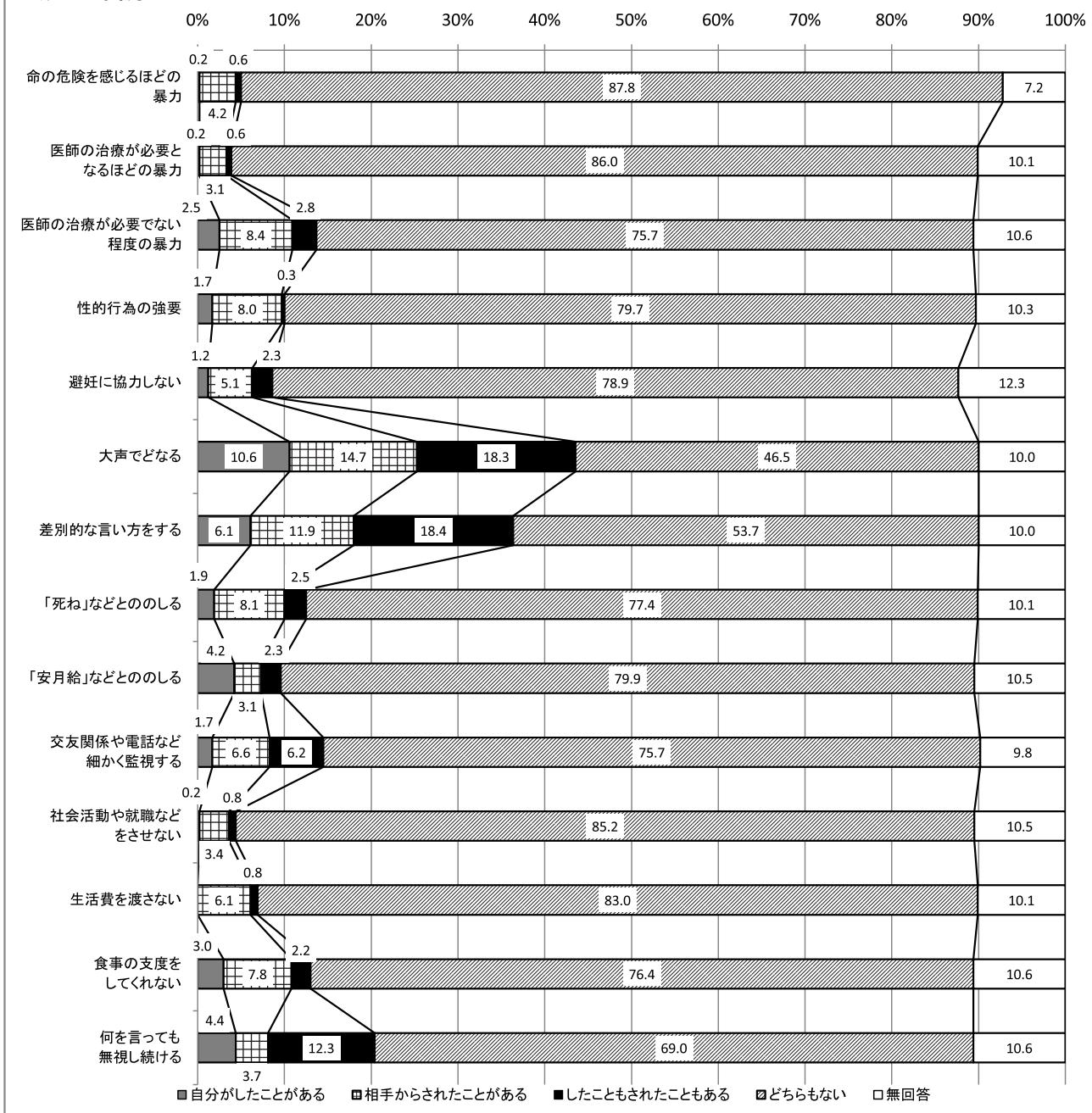
■□ 市民アンケートの結果 □■

問7 配偶者間やパートナーなどの親しい男女の間で、身体的・心理的・経済的な暴力（ドメスティック・バイオレンス）が問題となっています。

（1）あなたは、次にあげるような行為を配偶者・パートナーからされた、あるいはあなたが配偶者・パートナーに対して行ったことがありますか。次の項目ごとにお答えください。【○は1つずつ】



平成19年調査



全体的な回答の傾向は10年前と同じだが、どの項目も減少しており、「どちらもない」の割合が増加している。

しかし、「大声でどなる」や「食事の支度をしてくれない」ことについては、「したこともされたことがある」と「相手からされたことがある」の割合、「死ねなどとののしる」や「生活費を渡さない」について「自分がしたことがある」の割合、「何を言っても無視し続ける」について「相手からされたことがある」の割合がそれぞれ微増している。

問8 あなたはこれまでに前回あげたような、配偶者・パートナーからの行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。【○はいくつでも】

回答項目	平成19年 (全体) %	平成29年 (全体) %
誰（どこ）にも相談しなかった	35.8	31.2
友人・知人に相談した	41.0	24.0
家族や親戚に相談した	39.9	21.0
警察に連絡・相談した	5.2	1.2
医師・カウンセラーに相談した	4.0	1.2
その他の公的な機関に相談した	1.7	0.9
人権擁護委員に相談した	1.2	0.3
配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員に相談した	1.2	0.3
民間の機関に相談した	0.6	0.3
その他	0.6	4.8

「誰（どこ）にも相談しなかった」理由については、「相談してもどうにもならないと思った」や、「相談するほどのことではなかった」、「相談できる人がいなかった」、「夫婦、自分たち、家族の問題だから」等の意見がありました。

■□ 施策の方向・具体的な施策 □■

1. あらゆる暴力の防止

●あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくりや関係機関と連携した被害者支援を行います。

[1] 暴力の発生を防ぐ環境づくりと意識の啓発

生涯を通じて暴力の加害者にも被害者にもなることがないよう、関係機関と連携し、暴力を誘引する有害環境の浄化を推進します。

講座の開催や広報紙・各種パンフレットの配布等、暴力についての認識を深め、暴力防止に向けた啓発に努めます。

2. 相談体制と支援体制の充実

●警察等の関係機関や、地域住民等と連携しながら、相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

[1] 相談しやすい体制づくり

相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーに十分配慮した相談体制の整備に努めます。

[2] 被害者等への支援

関係機関とのネットワークを確立し、被害者保護と自立を支援する取組を強化します。

【配偶者からの暴力の相談窓口】

名称	電話番号	受付日時	
配偶者暴力相談支援センター	089-927-3490	一般相談（来所・電話） 月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始は休み)	
		女性のための夜間電話相談 ※愛媛県女性保護対策協議会相談員対応 毎日 18:00～20:00 (祝日、年末年始は休み)	
愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644	一般相談 (来所) 火～日 8:30～16:30 (電話) 火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30	
		心理相談 毎週木曜日（第5木曜日除く） 13:00～17:00 ※一般相談を受けた方対象・予約制 臨床心理士対応	
		法律相談（面談：1人30分） 毎月第1、第2、第4木曜日 13:30～15:30 ※予約制、1週間前の木曜日午前9時 から予約受付 弁護士対応	
警察 ※配偶者からの暴力 のほか、性犯罪やス トーカーに関する相 談を受けています	愛媛県警察本部警察総合相談室	0120-31-9110 (#9110)	月～日 終日
	宇和島警察署	0895-22-0110	月～日 終日
婦人相談員	愛媛県南予子ども・女性支援 センター	0895-22-1245	月～金 8:30～17:15
	宇和島市福祉課	0895-24-1111	月～金 8:30～17:15

【女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマーク】



内閣府男女共同参画局では、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマークを作成しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

推進方策2 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画社会を実現するための大きな障害となっている固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画の意義に対する理解を深め、定着させることは、地域社会の活力維持や少子高齢化への対応という観点から極めて重要です。

市民一人ひとりの理解を促すための広報・啓発活動こそが、全ての取組の根幹をなす基盤的な施策です。男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる場と媒体を通じ、わかりやすい広報・啓発活動を継続的に努め、男女共同参画の視点に立った意識改革が求められています。

■□ 現状と課題 □■

全ての男女が個人として尊重され、あらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、認め合う意識を持つとともに、自らの参画する意識や能力を高めていくことが重要です。

しかしながら、性別を理由として、役割を固定的に分けてしまう意識は、現在も根強く残っているため、男女共同参画の理念が正しく理解されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した、わかりやすい広報・啓発活動が求められています。

■□ 施策の方向・具体的な施策 □■

1. 市民に広がりを持った広報・啓発活動の充実

- 各種広報紙やホームページ、講演会や研修会等あらゆる機会を通じて男女共同参画の理念や内容について啓発を行います。

[1] 男女共同参画セミナーの開催

男女共同参画社会への理解を広めるとともに、人材育成の場としてセミナーを開催します。また、セミナーへの男性の参加を促進します。

[2] 広報・啓発活動の充実

市の広報や刊行物、ホームページ等について、男女共同参画の視点に立った表現となるよう点検し、必要に応じて見直しを行います。また、広報紙や市のホームページ、各種情報紙、啓発紙等のあらゆる機会と媒体を活用して、「第3次宇和島市男女共同参画基本計画」の理念や内容の普及・啓発に努めます。

2. 地域における男女平等意識の啓発

- あらゆる学習の場と機会を通じて、男女平等についての学習情報の提供や啓発を図り、多様な個性が尊重される社会づくりを推進します。

[1] 地域や事業所における男女共同参画の推進

自治会や事業所等が行う学習会や研修会へ職員や講師を派遣し、人権尊重や男女平等についての意識を高めるための啓発活動を行います。

推進方策3 男女共同参画に関する教育・学習の推進

教育・学習は、人の成長過程での意識や考え方には大きな影響を及ぼします。そのため、学校教育においては、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身に付け、多様な選択肢の中から主体的に将来の生き方が選択できるよう、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が求められます。家庭や地域等の社会教育においても、全ての世代で男女共同参画の意識を高める学習機会の提供が必要となります。

また、国際社会を意識した取組が求められる中、国籍や性別に関わりなく、多様な生き方を認め合う意識を醸成し、国際性豊かな人づくりに取り組む必要があります。

家庭・学校・地域等、社会のあらゆる分野において、これまで以上に男女共同参画に関する教育・学習の推進が求められています。

■□ 現状と課題 □■

学校教育においては、幅広い生き方が選択できる進路指導の徹底、個人の尊厳の尊重と男女平等観に立った教育の実践が必要です。

男女が各人の個性と能力を發揮し、あらゆる分野に参画するためには、生涯学習の充実も極めて重要です。そのため、社会に出た男女に対しても、様々な学習機会をとおして、男女共同参画の意識を高めることが求められています。

更に、家庭では、基本的な人格形成の場であるという認識に立ち、平等観と自立を促進する教育を進める必要があります。

また、国際社会を意識した取組が求められている中で、国籍や性別に関わりなく、多様な生き方を認め合う意識を醸成し、国際性豊かな人づくりや外国人が訪れやすい開かれた地域づくりを進めるため、国際交流を通して、国際認識や国際感覚を養い、その経験を本市の男女共同参画社会づくりに活かすことが必要です。

■□ 施策の方向・具体的施策 □■

1. 男女共同参画の視点に立った家庭教育・学習の推進

- 固定的性別役割分担意識にとらわれない子どもを育成するため、男女共同参画意識を高める家庭教育等と共に担う家庭づくりを推進します。

[1] 家庭教育に関する学習機会の提供

相手の人格と立場を理解、尊重し、助け合うような人間形成が図れるよう父母・祖父母を対象とした家庭教育に関する学習の機会を提供します。

2. 男女共同参画の視点に立った学校教育・生涯学習の推進

- 学校教育、社会教育における男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

[1] 教職員への男女共同参画に関する研修の充実

教職員の子どもへの影響の大きさを考慮し、教職員のさらなる資質・能力の向上を図るため、男女共同参画に関する研修を充実します。

[2] 多様な生き方を可能にする進路指導の充実

子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等について、性別にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。

[3] 多様な生涯学習機会の提供

セミナーの開催をはじめ、男女共同参画を推進する各種の生涯学習の機会を積極的に提供します。また、公民館等の社会教育施設を活用し、小学校区単位で男女共同参画の視点に立った社会教育・人権教育を推進します。

[4] メディア・リテラシー^{※7}の向上

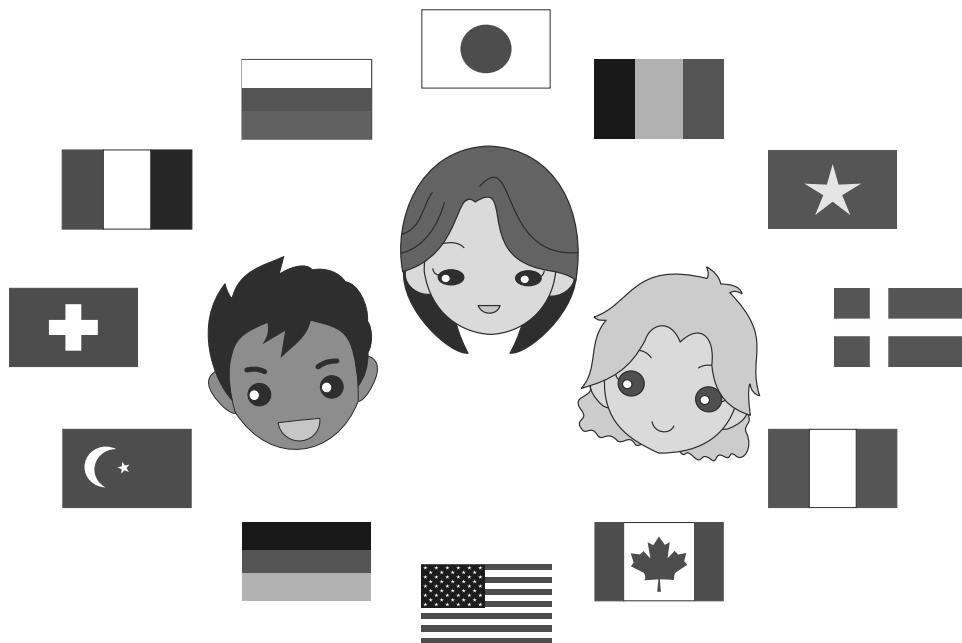
メディアからの情報あるいはインターネット上の様々な情報に対して、一人ひとりが、自ら考え方判断できるよう、メディア・リテラシーの向上のための学習機会や各種情報を提供します。

3. 国際交流の充実及び国際感覚の向上

- 異文化理解や国際交流に取組、開かれた地域づくりを推進します。

[1] 国際交流の充実

国際交流に努め、国際化に対応した開かれた地域づくりを推進します。



用語解説

※7 メディア・リテラシー

メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力からなる複合的な能力のこと。

基本目標Ⅲ 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり（環境の整備）

推進方策1 生涯を通じた健康づくり支援

男女共同参画社会の形成には、男女が互いにその身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で充実した生活をおくること求められます。そのために、男女が心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できる環境を整備する必要があります。

そのため、男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するための取組や男女の性差に応じた健康を支援する取り組みを総合的に推進することが重要です。とりわけ、女性の妊娠・出産・子育てにおいて、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

関係機関が連携して、男女の生涯を通じた健康づくり支援が求められています。

■□ 現状と課題 □■

食生活の変化や運動不足等のライフスタイルの変化にともない、病気全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。特に、中高年男性は仕事優先の生活の中で、不規則な生活時間、食生活の乱れ、運動不足、飲酒や喫煙などの生活習慣を要因の一つとして、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）^{※8}該当者の割合が高い傾向があります。

また、生涯を通じた健康保持のためには、疾患の罹患状況が男女で異なることに鑑み、性差に応じた適切な健康管理が必要です。女性は妊娠や出産をする可能性があり、乳がんや子宮がんの発症、高齢出産の増加、更年期障害等、ライフステージ^{※9}に応じて男性とは異なる病気や健康上の問題点があります。特に乳がん、子宮がんについては早期発見によりその治癒率が極めて高くなるため、定期的に検診を受けることが重要です。

一人ひとりが、心身及びその健康についての的確な知識や、自己の健康を維持するための手段を身に付けることができるよう、心身の健康に関する学習機会を提供するとともに、性別に配慮した健診・相談体制を整備することが求められています。

《参考》

健康寿命^{※10}（平成25年度）

男性：71.19歳

女性：74.21歳

用語解説

※8 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。

※9 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

※10 健康寿命

介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して元気に健康で過ごせる期間のこと。

■□ 施策の方向・具体的な施策 □■

1. 市民の健康増進と健康への意識づくり

- 男女が人生の各ライフステージにおいて、自己の健康を適切に管理できるよう生活習慣の改善につながる情報を提供し、健康寿命の延伸に努めます。

[1] 健康教育・健康相談

生活習慣病予防のため、適切な栄養・食生活・運動管理に関する教室や相談を実施します。

[2] 喫煙・飲酒・薬物乱用に対する対策

喫煙、飲酒、薬物乱用について、その健康被害に関する正確な情報の提供に努め、特に職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

[3] 健康診査

がんや生活習慣病の早期発見・早期治療を図るとともに、健康管理に関する正しい知識の普及と、それによる生活習慣の改善、生活習慣病の予防を目指し、健康診査を実施します。家事専業者や自営業に従事する男女に対して、受診を勧めます。

2. 男女の性差に応じた健康支援

- 男女の身体的性差を踏まえた健康づくりを支援します

[1] 発達段階に応じた生命と人権を大切にする性教育の推進

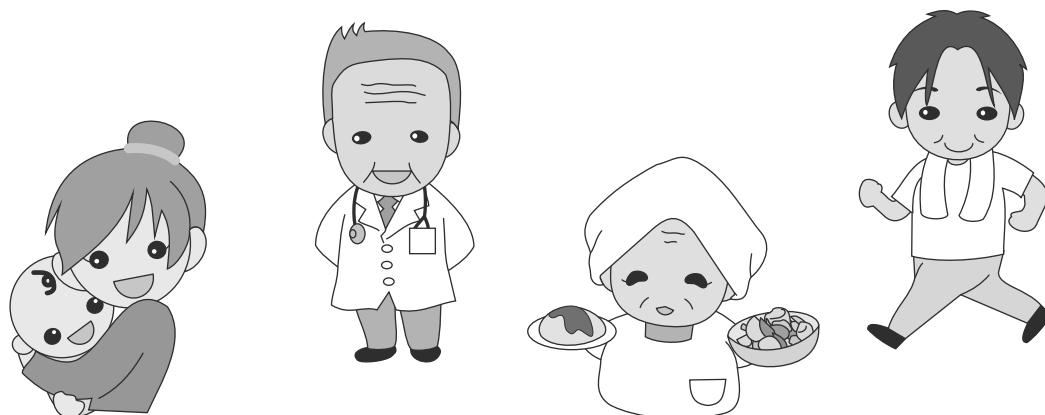
生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことができるような性教育を推進します。

[2] 生涯を通じた女性の健康支援

女性が思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期等それぞれの段階に応じて、適切な健康管理ができるよう健康教育、相談体制、健診体制等の充実を図ります。

[3] HIV/AIDSや性感染症に関する知識の普及

HIV/AIDSや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について普及・啓発を図ります。



推進方策2 高齢、障がい、貧困等の困難を抱えた人たちが安心して生活できる環境の整備

高齢化や格差社会が進展する中で、全ての人が、その意欲と能力に応じて、多様な活動に参加し、生涯にわたり地域社会と関わりながら、安心して充実した生活を送ることができるよう地域での支え合いや、地域福祉の促進等に取り組む必要があります。

高齢者のみならず、障がい者やひとり親家庭等の様々な困難を抱える人や、そのような立場の人が女性であること、更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、男女共同参画の視点も取り入れた多面的な支援が必要です。

また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援も重要になってきています。

高齢、障がい、貧困等の困難を抱えた人たちが、この地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

■□ 現状と課題 □■

男女共同参画の実現のためには、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、様々な困難を抱えた人が、地域の多様な活動に参加できるよう支援する必要があります。

誰もが安心して暮らせる環境の整備や、制度の充実を確立することが求められています。

■□ 施策の方向・具体的施策 □■

1. 高齢者や障がい者等の社会参画の推進

●高齢者や障がい者等がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

[1] 高齢者の生きがいづくり

高齢者が他の世代とともに、地域社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動や学習活動を支援します。

[2] 障がい者の地域生活の支援

障がい者が地域で快適に暮らすことができるよう、在宅福祉サービスを充実するとともに、障がい者の就労を支援します。

2. 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

●高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護予防事業等を推進するとともに、介護支援サービスの充実を図ります。

●障がい者が自立して充実した生活がおくれるよう、様々な自立支援事業に取組ます。

[1] 高齢者の地域生活支援体制の整備

関係機関と連携を図りながら、介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域支援体制を構築します。

[2] 介護予防事業の実施

介護予防に効果のある各種事業を実施し、要介護状態になることの予防や状態悪化の防止を図ります。

[3] 認知症高齢者への支援

関係機関と連携を図りながら、認知症予防の普及・啓発や相談体制の充実、権利擁護の取組等を推進します。

[4] 消費者対策の充実

悪質商法の手口が複雑・巧妙化している今日、高齢者を含めた全ての市民が安全・安心に消費生活を営めるよう、消費者相談・啓発に努めます。

[5] 高齢者や障がい者等にやさしいまちづくり

高齢者、障がい者を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画できるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

3. 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援

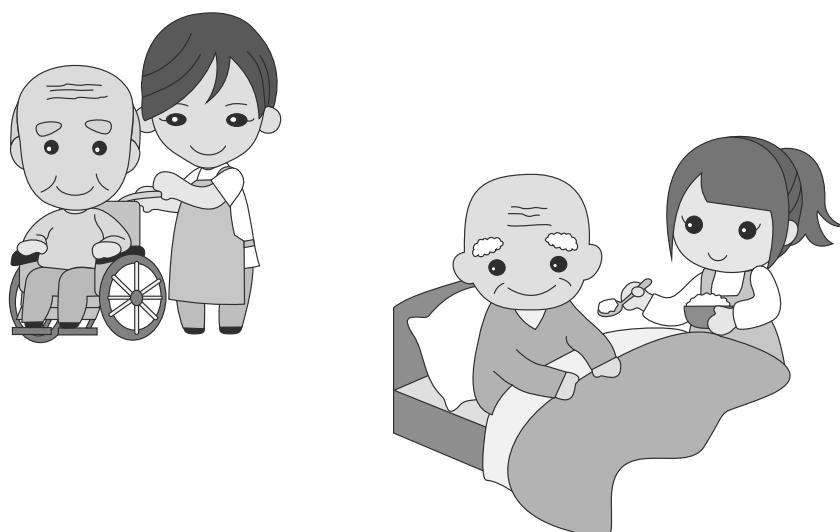
- 貧困等の様々な困難に直面する市民への支援を行います。

[1] 生活困窮者への支援

複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じた包括的支援を行い、自立を促進します。

[2] ひとり親家庭への支援

児童扶養手当をはじめとするひとり親家庭への各種手当の支給や医療費の助成を行います。また、民生児童委員や主任児童委員等と連携を図りながら、生活一般及び自立生活に必要な相談・支援活動を充実させていきます。更に、国や県と連携し、経済的自立を推進します。



推進方策3 安心して子育てができる環境の整備

女性が子育てへの不安感や、仕事と子育ての両立との負担感から出産をあきらめたり、また、出産・子育てのために仕事を辞めなければならない場合もあり、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。少子化が進行する中で、将来にわたり持続可能で活力のある地域社会を構築するためには、女性が安心して出産でき、男女が共に子育てに関わりながら、社会全体で子育てを支援する必要があります。

市民一人ひとりの意識やライフスタイルの転換を図り、男女が協力し、安心して子育てができる職場と地域の環境を整備することが求められています。

■□ 現状と課題 □■

晩婚化・晩産化に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア」問題も顕在化しつつあり、男女が仕事と子育てを両立できる社会の実現が求められています。

育児・介護と仕事等のその他の活動を両立するために、育児休業・介護休業制度等の市民への周知徹底を図るとともに、企業における定着を働きかけることも必要です。

また、多様なニーズに対応する保育サービスや子育てに関する相談等、全ての子育て家庭への支援の充実を図るとともに、家庭内での負担が女性に集中することのないよう、サービスの充実を図ることが求められています。

■□ 施策の方向・具体的施策 □■

1. 安心して子どもを育てられる環境整備

●子どものいる全ての家庭のために、平成27年度から施行の『宇和島市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、まち全体で子育てを支えるための環境を整えます。

[1] 子育て意識の啓発

親になる喜び、子育ての喜びを感じ、結婚や子どもを生み育てることの意義や、社会全体で子育てを支える必要性等について、広く市民の意識を高めるため、各種の啓発活動を推進します。

[2] 安心して子どもが産める環境づくり

妊娠の不安を軽減できるよう妊娠・出産・育児に関する相談・支援体制の充実に努めます。特に、妊娠・出産・育児においてのリスクを軽減するため、妊娠の健康管理の必要性について啓発するとともに、妊娠婦の心の問題についても関係機関と連携し、適切な支援を行います。

[3] 子育てしやすい休業制度・休暇制度の定着促進

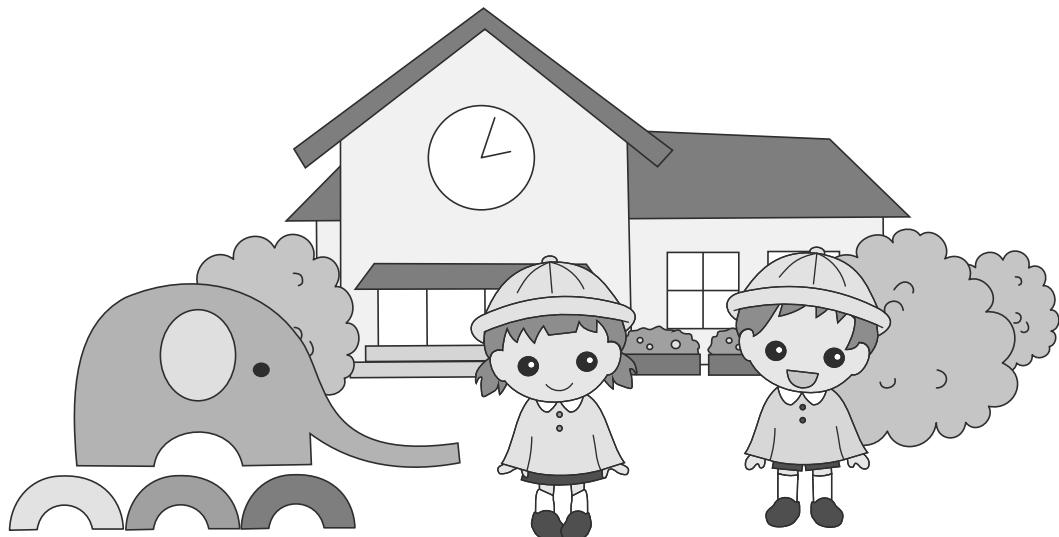
男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、意識啓発並びに制度の定着・活用を進めます。また、子どもの看護のための休暇制度普及の啓発に努めます。

[4] 育児支援サービスの充実・利用促進

就労形態等の多様化に伴う、各家庭でのニーズに応じた特別保育サービス（一時預かり事業、延長保育事業、子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等）について充実化を図るとともに、地域内における育児支援サービスの情報発信・周知に努め、サービスの利用を促進します。

[5] 放課後児童クラブの充実

地域の実情にあわせて小学生の放課後の居場所を確保するため、放課後児童クラブの機能強化を図ります。



第3章 計画の推進に向けて

1 推進体制の強化

本計画は、「男女共同参画基本法」の趣旨を踏まえた「宇和島市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会づくりを実現するため、市政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては、全庁的な取組を必要とするものであるため、庁内の推進体制である「宇和島市男女共同参画推進本部」内での情報の共有化と連携強化を図ります。

2 市民・関係機関・民間団体との連携

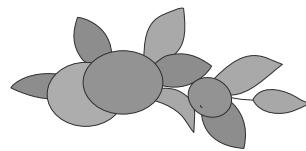
本計画を総合的・効果的に実現するため、市民・事業者・民間団体・行政が一体となり、また、国・県等の関係機関と連携し、計画内容の周知、積極的な情報の提供を行うとともに、相互の連携・ネットワークづくりに努め、本計画を力強く推進します。

3 計画の進行管理

目標ごとにできる限り数値目標を設定することにより、現状の施策の推進状況をわかりやすく示し、計画の着実な推進を図ります。あわせて、状況変化に応じて施策や数値目標を見直し、改善を行いながら効果的な推進につなげていきます。また、関係団体の代表者や公募委員等、市民で組織する「宇和島市男女共同参画審議会」において、計画の進捗状況を報告し、市ホームページ等で公表します。



第4章 数値目標



本計画を具体的に推進するため、次の項目について数値目標を定めます。

基本計画Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（女性の活躍推進）

推進方策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1. 行政の審議会等への女性登用の推進

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
審議会・委員会等における女性の占める割合	18.2%	24.4%	35.0%
選挙時の投票立会人における女性の占める割合	31.3%	37.7%	45.0%

2. 市女性職員の管理職への登用等の推進

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
市の一般行政職における課長補佐級以上に占める女性の割合	4.7%	7.9%	10.0%

推進方策2 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

1. 企業等における女性の活躍推進に向けた取り組みの支援

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
ひめボス宣言事業所認証件数(市内事業所)	—	—	30件

2. 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
農業委員に占める女性の割合	6.4%	8.3%	12.5%
農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	—	8.7%	13.0%
認定農業者に占める女性の割合	14.1%	11.6%	15.0%
家族経営協定の締結数	88戸	85戸	115戸

推進方策3 地域社会における男女共同参画の確立

1. 地域活動における男女共同参画の推進

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
自治会長に占める女性の割合	3.9%	4.8%	6.0%

2. 防災分野における女性の参画促進

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
消防団員に占める女性の割合	0.95%	2.5%	3.0%
防災会議委員に占める女性の割合	0%	12.0%	12.0%
防災士数（うち女性の防災士数）	—	989人(251人)	1,400人(340人)

基本目標Ⅲ 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり（環境の整備）

推進方策1 生涯を通じた健康づくり支援

1. 市民の健康増進と健康への意識づくり

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
特定健康診査受診率	16.8%	33.6 %	60.0%
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん）受診率	12.0%	4.9～15.0%	50.0%
特定保健指導実施率	41.0%	23.6 %	60.0%

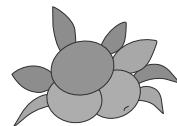
2. 男女の性差に応じた健康支援

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
妊婦健康診査（公費負担）受診率	98.0%	96.0 %	100%

推進方策3 安心して子育てができる環境の整備

1. 安心して子どもが育てられる環境整備

項目	平成23 (2011)年度	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
市職員の育児休業取得率	男性 2.9% 女性100%	男性 9.0% 女性 100%	男性15.0%以上 女性100%
延長保育実施箇所数	6箇所	7箇所	10箇所
休日保育実施箇所数	—	1箇所	1箇所
病児保育実施箇所数	1箇所	1箇所	2箇所
学童保育実施箇所数	9箇所	11箇所	13箇所
一時預かり実施箇所数	—	11箇所	10箇所
放課後子ども教室数	10箇所	13箇所	15箇所
放課後子ども教室登録児童数	186人	310人	400人
地域子育て支援拠点施設設置箇所数	—	6箇所	8箇所
ファミリー・サポート・センター利用会員登録者数	195人	415人	500人



資料

宇和島市男女共同参画推進条例

平成18年10月4日

条例第56号

(前文)

宇和島市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで和やかな気風と多彩な文化を育んできた。この宇和島市の風土を生かし、豊かで活力ある社会を築いていくためには、すべての人々が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現させることが求められる。しかしながら、一方ではこの地で温存されてきた慣習の中には、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼしているものが多く残っている。男女が差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させ、市民が様々な分野で活躍できる「まち」を創らなければ、宇和島市の発展は望めない。

のことから、男女共同参画社会の実現を21世紀の宇和島市における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図って行く必要がある。

そこで、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、また農林水産業の従事者が多いことなどの地域の特性に配慮しつつ、市、市民、事業者、県及び国との連携と協働により、男女が互いにその人権を尊重し、共に支えあい、生き生きと輝いて活躍することができる男女共同参画社会の早期の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性別を問わず、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいう。なお、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場が対象となる。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることのかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- (3) 社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活

動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを、両立して行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(5) 男女ともに生涯を通じて健康な生活を営むことができることを旨として、行われなければならない。

(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、県及び国との連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、公正に評価するよう努めるとともに、仕事、家庭生活、地域生活等の活動に参画できる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

3 何人も、夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間において、身体的、性的、経済的、精神的苦痛を伴う暴力的行為をしてはならない。

4 市は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くとともに、宇和島市男女共同参画審議会へ諮問するものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第9条 市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、審議会等の附属機関その他これに準ずるもの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めなければならない。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第10条 市は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員と

して経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、関係者との協働により必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めなければならない。

(広報活動)

第12条 市は、市民、事業者及びその他団体が、男女共同参画社会の形成に関して理解を深めることができるよう、広報活動等の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 市は、市民、事業者及びその他団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(苦情の処理)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情の申し出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第19条 男女共同参画社会の形成の促進に関し、次に掲げる事務を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、宇和島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画その他男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) この条例の適正な運営に関する事項及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 宇和島市男女共同参画推進条例(平成15年宇和島市条例第18号)は、廃止する。

宇和島市男女共同参画推進条例施行規則

平成18年10月12日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市男女共同参画推進条例（平成18年条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第18条の苦情の申出（以下「申出」という。）をしようとするものは、苦情申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(苦情の処理)

第3条 市長は、条例第18条の苦情の申出があった場合は、必要に応じて宇和島市男女共同参画審議会に対し、意見を求めることができる。

2 市長は、条例第18条の苦情を処理したときは、その結果を苦情処理通知書（様式第2号）により当該申出者に対し、速やかに通知するものとする。

(宇和島市男女共同参画審議会委員)

第4条 条例第19条に規定する宇和島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、その委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人おく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会委員の秘密厳守)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、男女共同参画推進業務を担当する課において処理する。

(その他)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

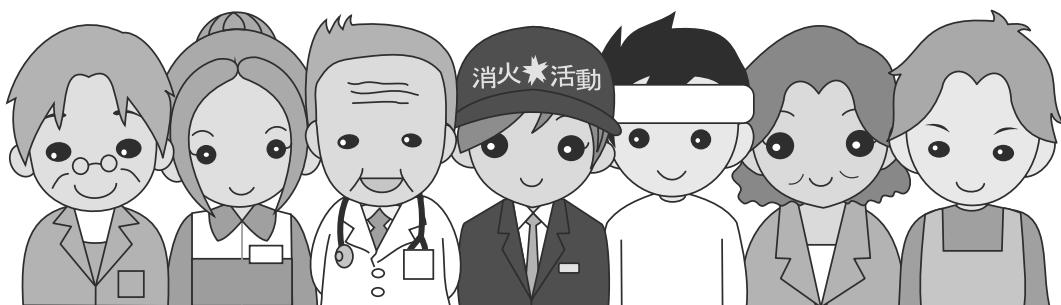
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宇和島市男女共同参画推進条例施行規則（平成15年宇和島市規則第14号）は、廃止する。

附 則（平成19年4月17日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年2月6日

要綱第3号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画調整し実施するため、宇和島市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための基本方針及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置き、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の連絡調整に関すること。
 - (3) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表第2に掲げる課等の長の職にある者をもって充てる。ただし、議会事務局においては次長とする。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集し、これを主宰する。
 - 6 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(担当者会議)

第7条 推進本部に男女共同参画推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置き、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための啓発に関すること。
- (3) 男女共同参画社会を実現するための施策の推進に関すること。
- (4) 男女共同参画社会を実現するための調査・研究に関すること。
- (5) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

2 担当者会議は、次の各号によって選出された職員（以下「担当者」という。）によって組織する。

(1) 別表2に掲げる課等に所属する職員のうち、課等の長が推薦した職員（各1名）

(2) 本部長が指名した女性職員（5名程度）

3 担当者の任期は、2年とする。ただし、担当者が任命されたときの要件を欠くに至った場合は担当者の職を失うものとする。

4 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 担当者会議に代表及び副代表を置く。

6 代表及び副代表は、担当者の互選によって定める。

7 代表は、会務を総理し、担当者会議を代表する。

8 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

9 担当者会議は、代表が必要の都度招集し、これを主宰する。

10 担当者会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進業務を担当する課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年4月3日要綱第21号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月10日要綱第20号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日要綱第16号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日要綱第16号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日要綱第10号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第22号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長	市民環境部長	保健福祉部長
産業経済部長	建設部長	教育部長
議会事務局長	医療行政管理部長	水道局長

別表第2（第6条、第7条関係）

総務課	企画情報課	危機管理課
財政課	吉田支所	三間支所
津島支所	宇和海支所	市民課
生活環境課	生活支援課	福祉課
高齢者福祉課	保険健康課	農林課
商工観光課	水産課	建設課
都市整備課	建築住宅課	教育総務課
学校教育課	生涯学習課	文化・スポーツ課
人権啓発課	議会事務局	選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局	医療行政管理部経営企画課	水道局業務課

第3次宇和島市男女共同参画基本計画

発行日：平成30年3月

発 行：宇和島市総務企画部企画課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

Tel 0895-49-7003 Fax 0895-24-1166

E-mail gender@city.uwajima.lg.jp



男女共同参画

